

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第五集

表方願い出で候節は彼是面倒

目次

はじめに	1
1 否、急々御答え成さる可し	5
2 何年中いずれより	29
3 表方願い出で候らば	53
4 御前よろしく御披露遊ばされ	77
5 心得致し候事か	92
6 勘弁を以て済ませ候	103

はじめに

紀州の高野山寺は寺院ですが二万一千石余の小領主。本集で扱う岡本氏が居住する行人方ぎょうにんかたは、そのうちの八千六百石です。五十五万石の大藩紀州藩では考えられないことが起こります。

その行人方で、近くの村の忤共が伊作の家に夜まで長居をしているので帰れという悪態を付き、帰りがけには伊作の家が火事だと叫んだために近所の者まで集まってくる騒ぎになりました。伊作は翌日親元へ出向いて昨夜のことを話したけれど、この親たちは忤共をしかるでもないのです。とんでもないことだと思い、その対処を行人方ほんじの本寺ほんじ(領主相とうざんじ当)興山寺こうざんじの役人に求め、役人はこの訴えを受け取りました(「無據調子之儀願出度趣此方江内々歎出候」。文化八年(一八一二)のことです(「3 表方願い出で候らば」)。

忤共が悪態を付いたという程度の問題は、まず伊作が

自分で解決するしかないはず。せいぜい村の庄屋に何とかしてくれと求める程度でしょうか。「5 心得致し候事か」で、吉太夫が村の乱暴者を庄屋に訴え出たように。ところが伊作は、庄屋でもない、大庄屋でもない、興山寺役人の役所に直訴したのです。興山寺役人は末端の役人なので、紀州藩でいえば代官にあたるはず。紀州藩ならばこの出来事を代官に直訴するなど考えられません。代官もそのような訴えを受け取るはずはありません。門前払いか、訴えが庄屋に戻されるかですし、管理が悪いといって庄屋は代官にしかられることでしょう。興山寺役人に百姓が容易に訴え出るのも、役人がこれを受け取るのも、役人に重みがないからです。

ここでうまく解決しないと、この勢いでは伊作は「表方」にまで訴え出かねないと本寺興山寺は心配します(「表方願出候ハ、双方とも失墜茂有之儀二候」。伊作

がこの先さらに訴え出ようとするとするならば、興山寺の上位権力、「表方」は隠語で、幕府寺社奉行しかありません。つまり、大したことでもないのにこれまでに何回かは百姓が寺社奉行に直訴したため、寺社奉行から支配をしっかりとするよう興山寺が叱責を受けた過去があつたに違いないのです（「若表方願出候節者彼是面倒、手数相懸り不都合之辺難計候」。「6 勘弁を以て済ませ候」。ウ一〇、ア七八）。

訴えを受け取つてはいるのに、興山寺役人はそれを処理する立場にはありませんから、煩わしい話を回すのは行人方神野組福田村在の百姓岡本氏のところ です。倅共はしっかりと叱りつける、しかし、厳しくしすぎて親までが「表方」に訴えてはまずいからそこは穏やかに穏やかに（「何重ニ茂穩に双方致納得候様取扱致し可被遣申候」）。矛盾する作業をこなさなければなりません。

高野山寺は小さな領主であることに加えて、寺院ですから軍勢の保持も幕府は禁じており、必要があれば紀州藩から軍勢が出るようになっていきます。支配しているのは武士ではなく僧ですから、百姓との身分差は小さく身

近な存在でもあるのでしょう。領域を支配するための人材にもなかなか恵まれないはずです（「2 何年中いづれより」。「3 表方願い出で候らばは」）。そのため、百姓はもちろん、隣領紀州藩や幕府も、高野山寺を見縊（みくび）つてるように思います。

ところで、文化六年（一八〇九）脅しをかけてきたのが隣の紀州藩です（「1 否、急々御答え成さる可し」。「2 何年中いづれより」）。紀州藩那賀郡野上組大庄屋の山本氏は、隣接する高野山寺行人方神野組の岡本氏に、百姓による野上川の柿渋流し鮎取りの禁止を求めます。でもこれはまず手続が違います。領域を越えた問題なのですから、百姓である大庄屋から百姓である岡本氏に求めてはいけません。藩の、少なくとも代官、あるいは勘定奉行が、興山寺役人に申し出なければなりません。藩の指示でしょうが、百姓である大庄屋に交渉を任せようとするのは本寺興山寺を見下しているから出来ることです。

しかもその文面たるや、書状ですから表面上は礼儀正しいのですが、内容は脅しです。渋流しが御制禁なのは

御承知のことでしょう（禁止する以外、選択の余地はない）といい、今後百姓が洪流しをしないように仲裁なさつて下さいとていねいに持ちかけながら、「否」で転じて、いやいやそうではなかった、（はいという）お答をお寄越し下さい（「御取扱被成候様致度御座候、否、御答二御申越可被下候」と方策を強要します）。

ところで、岡本氏の果たしている役回りは大庄屋相当なのですが、岡本氏は大庄屋やそのほかの役儀に就いてはいません。にもかかわらず岡本氏が大庄屋相当の役回りを求められるのは、岡本氏が地士だからでしょう。といつても高野山寺地士ではありません。岡本氏は紀州藩預り幕府地士なのです（高野山寺学侶方那賀郡安良見村百姓喜多氏が同様の立場にあります）。

詳細は喜多（北）家の『徹底解釈』で書きますが、高野山寺は地士も含めて軍勢を持っていないため、大番並みの武力を装備する農村の浪人[〃]地士は、高野山寺が保持するわけにいきません。だからといって地士の武装解除もさらに困難なため、幕府が引き取ったのです。しかし、高野山寺の地士に幕府が地士としての役務を与えること



は難しいため、これを紀州藩預りにしたものです（喜多氏は紀州藩で参勤交代・異国船渡来等の際の街道警備に駆り出されます）。岡本家文書約四千のうち、地士に係する文書はなぜか一点しかありませんので、地士としての役務の詳細は分かりません（喜多家に地士史料が約五百点残っているのとは大きく異なります）。

写真が岡本家に残る一点だけの地士史料です（ス一一六―二）。安永の高野山百姓一揆等の際、岡本氏が百姓の鎮圧に廻ったことで、銀七枚の褒美を公儀（寺社）奉行所が衆評を通じて与えた申し渡しです。高野山寺での役務の褒美を行人方本寺興山寺ではなく幕府が与え、それを幕府ではなく、興山寺でもなく、高野山寺「衆評」（学侶方・行人方より上位の、高野山寺総体を統べる評議機関か。イ一六五・ウ一・ス六七）が申し渡しています。幕府地士ですから幕府が褒美を渡します。高野山寺の百姓であるため、申し渡しは幕府が直接ではなく衆評が行ないます（逆の流れですが、喜多家からの地士にまつわる願い書きもすべて、公儀ではなく高野山寺年預坊宛てになります）。藩の指示が勘定奉行から代官、大庄屋

から庄屋へ下りてくると一緒です（通常衆評が差し出す場合、印はありません）。

岡本忠太夫の肩書きは、「高野山行人方寺領紀州那賀郡神野庄」です。衆評は自領域を「高野山行人方寺領」や「紀州」、いや「那賀郡」とすら書きません。ただ〇〇庄（組）〇〇村です。紀州藩が「紀伊殿御領分紀州（〇〇郡〇〇村）」と書かないのと同じです。これは高野山寺領の外、つまり公儀から見た書き方なのです。「衆評」に名を借りた幕府の差し出しであることを示しています。高野山寺衆評から福田村地士岡本忠太夫宛てに申し渡しが出ているからといって、岡本氏は決して高野山寺地士なのではないのです。

今回は二〇一四年の古文書講座をもとに編集しました。寄託者紀美野町福田の岡本家には感謝いたします。今回も、『日本国語大辞典』第二版を活用しています。なお、砂川佳子編『岡本家文書目録』もご利用下さい。

（遊佐教寛）

1 否、急々御答え成さる可し

文化六年（一八〇九）六月のことでした。岡本氏は、西に隣接する紀州藩那賀郡野上組大庄屋山本又次郎から、威圧的な内容の書状を受け取ります。野上組を流れる野上川の川上にある高野山寺行人方での柿洪流し鮎取りは、禁令に定まっているのだからこれを禁じるようにというのです。

しかし、そもそもこれは、藩大庄屋と、同格とはいえない岡本氏とで解決する話ではありません。藩と行人方本寺（領主相当）興山寺との間の問題ですから、少なくとも藩代官あるいは勘定奉行と、興山寺役人以上の人物同士で解決すべきなのです。藩代官の指示でしょうが、大庄屋が岡本氏に直接申し出てきているのは、興山寺を侮つて

【洪流しに付き六月四日付大庄屋一伸】

大庄屋の姿勢は明らかです。洪流しは「兼而御制禁」、以前から禁止で、当然行人方に禁令は出ているはず。と

いるからなのです。五十五万石の紀州藩からすれば、高野山寺は高々二万一千石余の小領主。その中で八六〇〇石を領するに過ぎない本寺興山寺が相手なのですから、大藩の威光を背に圧力をかければ、問題は藩大庄屋の手で簡単に解決できると考えていたからなのでしょう。

ただ、いくら威圧的だといっても、興山寺だけが行人方に対して持つ、統治権、法の制定権はさすがに認めざるをえません。大藩とはいえ、紀州藩の役人が領域を越え、行人方に乗り込んで百姓に対して勝手に直接接触を出すわけにはいきません。いくら理は紀州藩にあると思つていたとしても、興山寺に対して禁止を求め続けるしかないのです。

すれば、岡本氏に対してこの問題の「御取扱」、仲裁を求めているのではなく、「右等之儀無之様」、洪流しは禁

止すると「御答ニ御申越」、返事をしに来いというのです。交渉ではありません。脅しです。

大庄屋はこの「御取扱」と「御答ニ御申越」とを「否」の前後で対比させるといふ手法を使います。③「御取扱被成候様」、否、御答ニ御申越可被下候」④「御取扱何分、

否急々御申越可被下候」。ほかに、③「御承知之事と奉存候」「御取扱被成候様致度御座候」「得御意度」④「暑気ニ御座候処、被成御揃彌御安全御入可被成と珍重奉賀候」など、洗練された文章、明快な論旨、的確な敬語法が読みとれますから、教養ある人物ではあるのですが。

〔釈文〕

- ① 一筆致啓達候、然者拙者支配下野上川上、御寺領神野庄・志賀野庄今川水旱水之節、洪を流シ鮎取候由二相聞申候、② 洪水、井水掛り田地江引込候而ハ稲毛生立悪敷難儀仕候間、急度御差留被成下候様村々今願出申候、③ 右者兼而御制禁、御承知之事と奉存候、



自今右等之儀無之様

貴所様分御取扱被成

候様致度御座候、否、

御答二御申越可被下候、

右得御意度如此御座候、

恐々謹言

山本又次郎

六月四日

岡本忠左衛門様

④尚々暑氣二御座候処、

被成御揃彌御安全御入

可被成と珍重奉賀候、

本文之儀差急キ候間

急々御取扱何分、否

急々御申越可被下候、已上

(イ九一八〓九一一)



稻毛牛之窓及龍峯

竹乃志乃及山乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃

乃乃乃乃乃乃乃乃^③

正統元年三月廿九日

自今方尔誠望之

光緒元年四月廿九日

乙未年正月廿九日

丙午年正月廿九日

心持之至善也
心持之至善也
心持之至善也
心持之至善也

是年忠貞

④

之

之

之

〔読み下し文〕

① 一筆啓達致し候、然れば（者）

拙者支配下野上川上、

御寺領神野庄・志賀野

庄より（之）川水旱水之節

洪を流し鮎取り候由に

相聞え申し候、② 洪水、井水

掛り田地へ（江）引き込み候て（而）は



稲毛生え立ち悪しく（敷）難儀

仕り候間、急度御差し留め

成し下され（被_レ成_下）候様村々より願ひ出で

申し候、③ 右は兼て御制禁、

御承知之事と存じ奉り候、

自今右等之儀之無き様

貴所様より御取り扱ひ成され（被_レ成）

候様致し度く御座候、否、

御答えに御申し越し下さる可く(可^べ被^る下^{くだ})候

右御意を得度く此の如く御座候、

きょうきようけんげん
恐々謹言

④尚々暑氣に御座候処、

御揃い成られ(被^れ成^な)彌御安全御入り
成らる可し(可^べ被^る成^な)と珍重賀し奉り候、
本文之儀差し急ぎ候間
急々御取り扱い何分、否

急々御申し越し下さる可く候、已(以)上

〔文意例〕

①一筆申し上げます。さて、

拙者支配下野上(組の野上川)川上、

(行人方)御寺領神野庄・志賀野

庄から、川水が少なくなる時期に

(行人方の百姓が)柿渋を流して鮎漁をしているのだというように

いわれています。②「柿渋が混じった水を、(野上川から)

灌水している田地に引き込んだならば

稲の生育に影響が出て難儀

いたしますので、必ずこれをお差し止め

下さいますように」と、村々から(百姓が藩に)願い出て

います。③右(渋流し鮎取り)は以前から御制禁。

(これは)御承知のことと存じます(禁止するしかないですよ)。

今後右（渋流し鮎取り）のようなことのないよう
あなた様からご仲裁なさい

ますように致したいものです。いやいやそうではない、

「御答」（禁止するという回答）に（書状などで）お申し越し下さい。

右に付き、ご了解を得たく（了解なされたく）以上のようなこととございます。

④ なおなお、暑氣なつぐの候

皆々様ますますご無事でお過ごし
のこととおよろこび申し上げます。

本文の件、差し急ぎますので

大至急ご仲裁の程何分…、いやいやそうではない、

大至急（御答）を）お申し越し下さい。以上

〔語意・語法〕

① 一筆 筆をとって書いて申し上げる、また、要用だけを
一筆するの意。書状の初めに書くことは、致啓達「致」
は話相手（岡本氏）に対し自分（大庄屋）を下位に置き、
「物事を）する・なす」の意に用いる。「啓達」は、文
書で申し入れること。然者「しかれば」。先行の事柄を
一応おさめて、話題を転じるのに用いる。そうして、さて。

ところで。「者」は漢字であらわすものの、助詞の「は」。
拙者支配下野上川上「拙者」は山本又次郎。紀州藩那賀
郡野上組（旧野上町）大庄屋。大庄屋は二、三十か村を
束ねた組を統轄する役。最上位の百姓。宛先の岡本氏は、
行人方神野組福田村（旧美里町）在。高野山寺では紀州
藩のような組編成はしておらず（語意・語法）「御寺領

神野庄・志賀野庄ら」参照）、大庄屋という役もないため詳細は分かりにくいのだが、岡本氏は神野組の大庄屋に該当する人物と思える。「支配下野上川上」で野上川の川上をそうはいうまい。「支配下」は紀州藩では通常、代官・大庄屋が「支配下」に組名・村名が続く形で使っているから（中筋家文書五五八、岡本家文書ウ六三五、御坊村御用留三冊目・五月十九日、堀家文書ア二五・七月十二日）、「支配下」は領域を示す語で、「野上川」に對してこれを「支配下」と表現するとは考えにくい。領有概念からもそういえる。野上組は野上と称す。つまり、「拙者支配下野上（組内野上川）川上」ということになる。「野上組内」と考えると、次の「御寺領神野庄・志賀野庄」に對比させているのか。野上組は、海南市東端および旧野上町（紀美野町）西部。2―2項【岡本忠太夫返書】は本項大庄屋書状への返書であるが、そこで岡本氏は、①「其御支配下野上川」と書いている。御寺領神野庄・志賀野庄ら「御」は、大庄屋からする、興山寺および岡本氏への敬語。「寺領」は行人方寺領。「神野庄」は旧美里町（紀美野町）西部。「志賀野庄」は旧野上町（紀

美野町）東端。高野山寺では中世莊園につながるのがある。「庄（莊）」をそのまま用い、行人方ではこれを「組」とも称する。「ら」は「洪を流し」にかかる。「ら」はひらがな。「よ」と「り」の合字。旱水ひでりと洪水。また、干害と水害。ここでは「旱」の水。水（流れの状態）が「旱」。洪を流シ鮎取候「洪」は柿洪。洪柿を搾った液を発酵させて作る。防腐剤・防水剤・塗料等に使う。洪流し漁法は、この時から五百年も遡る正和四年（二三一五）十二月、神野庄にもかかる「殺生禁断の事」（「神野・猿川・真国三ヶ莊莊官連署起請文」、高野山文書、大日本古文書一―六）の中にも「柿流し（柿洪流し）」として、「胡桃流し」（胡桃の毒を川に流す漁法）「薑流し」（薑の毒を流す方法）と共に取り上げられている。この地域の庶民にとっては伝統的な漁法だったらしい。由二相聞申候「由」は伝聞の「：ということ」。「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。「聞」は世に広く伝わる。評判される。「申」は補助動詞。動詞の連用形（聞）に付いて（聞申）、相手岡本氏に対し改まった気持ちで丁寧な、また、堅苦しく言うのに用いる。

②**洪水**：被成下候様 野上組百姓が大庄屋を通じて藩へ差し出した願いの引用。**洪水** 柿洪を含んだ川水。**井水** 井戸水。ここでは川水、野上川の水のこと。掛り「水が掛る」の「掛る」の連用形の名詞化。**田地江**「江」は漢字であらわすものの、助詞の「え（へ）」。**引込候而ハ** 時制法がないので分かりにくいのだが、「洪を流シ鮎取候」はこの時点ですで行われていることで、「引込候而ハ」は未来の仮定表現。まだ実現はしていない。「而」は漢字であらわすものの、助詞の「て」。**稲毛 稲 悪敷**

「敷」は当て字。「しく」のこと。**難儀仕**「仕」は「する」「行なう」を、相手に対しへりくだる気持ちで丁寧にいう。つかまつる。いたします。ここは野上組百姓の願書きの引用だから、「仕」は百姓が藩にへりくだった表現。この書状の書き手、大庄屋が、宛て先、岡本氏にへりくだった表現なのではない。**急度** 必ず。厳しく。**御差留被成下候**「御」は、行人方の洪流しを差し止める藩の行為に対する野上組百姓からの敬語。興山寺への敬語ではない。「被成下候」はして下さる。「被・下」も藩への百姓からの敬語。行人方での洪流しを藩が差し止めて下さ

いますよう。**願出申候** 百姓が大庄屋を通じて藩へ願出でました。補助動詞「申」は、「願出」に付いて、相手岡本氏に對し使っている。

③**右者**：百姓願書きの引用を②で終え、ここからは大庄屋が記した文面。「右」は①の「洪を流シ鮎取候」。御制禁 体言止めにしてこれを強調している。体言止めにしないならば、「御制禁之段」「御制禁之事」などとするだろう。文脈からすれば、行人方で洪流し鮎取り禁止令が出ているというだけでなく、より一般的に広範囲に、当然紀州藩でもこれを定めているというように読める。「御」は、制禁を定めた興山寺あるいは紀州藩への敬語。**御承知之事と奉存候** 文章は形式的にはへりくだった表現だが、威圧的な物言い。当然御承知でしょう、禁止するしかありませんよの意。「奉」は補助動詞として、相手（岡本氏）に對し下の動詞（「存」）の謙讓表現を作る。「存」も相手（岡本氏）に對する謙讓語のため二重の謙讓表現。**自今** 今より。今後。**右等之儀** この「右」も、「洪を流シ鮎取候」。「儀」は「こと」。「…のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「儀」は、そのか

かる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。ここでは「右等」。無之「之」は強調。貴所 貴君。貴下。御取扱被成候様致度御座候「御取扱」は、次文、「否」をはさんで、「御答ニ御申越」に対比させた語。「取扱」は、事件をうまくまとめること。仲裁すること。仲直りさせること。「御取扱被成候様致度御座候」は、「御取扱可被成候」のこと。主格（大庄屋）の意志「可」を弱める、また、ていねいな表現にすれば「御取扱被成候様奉頼候」となるはずだが、使用事例は見出せない。さらに婉曲的な語法（遠回しな言い方）として、要求の体さえ取り去り、ただつぶやいてみせる形が、「御取扱被成候様致度御座候」。「お取り扱いなさいませうように致したいものです」。使用頻度は少なく、大庄屋同士、代官と大庄屋の間等で使われるに過ぎない。ここでは、大庄屋が岡本氏に向けた話法。「被」は、岡本氏の「成」に対する大庄屋からのていねい語。「致」は大庄屋自身の行為のていねい表現。否、御答ニ御申越可被下候 一転、威圧的。「否」は「御取扱」を否定し、これと対照的に「御答ニ御申越」と表現している。④でも「否」をはさみ「御取扱」と（御答）御

申越」がおかれ、三項【大庄屋三伸】②では「御取扱」の前文は「何分」で省略され、「否」の後ろに「御答御申越」がある。次項【大庄屋二伸】②も、前文も「否」もないものの、「御答：御申越」とする。「御取扱」と、これと対照的に（御答）御申越」とを一貫して使っている。大庄屋にとってこの事件の解決とは、事件を穏やかに仲裁する「貴所様分御取扱」ではなく、彼にとつての「答」、「右等之儀無之様」にすることを「御申越」以外、選択肢もなければ、妥協の余地もない。端から喧嘩腰。「申越」は手紙・使いなどで言つてよこす。「可：候」は大庄屋の岡本氏に対する意志。「被」は、岡本氏の「下」に対する大庄屋のていねい語。「下」も岡本氏への大庄屋からのていねい語。右得御意度「右」は③全体。「得御意度」は、本来、「お考えをうかがいたい」、「了解を得たい」の意の上級敬語。嫌みを込めて、あえて使っている。この書状全体が、表現は謙虚だが意図は威圧的であるように、ここでも、その表現が持つ意味に反し、「了解しろ」のこと。恐々謹言 手紙の本文の結びに記して敬意を表わすことば。おそれながらつつしんで申し上げ

げる。大庄屋の姿勢は威圧的であるものの、書状の形式はきわめて丁重。六月四日 文化六年（一八〇九）。「万代日並記」（ア三〇一）による。岡本忠左衛門 文化三年（一八〇六）に父忠太夫が没し、息忠左衛門は忠太夫に改名しているので、この文化六年は忠太夫。大庄屋はその事実を知らなかったということか。大庄屋への返書は忠太夫を名乗っている（2二項【岡本忠太夫返書】）。④尚々「なお」を強めた言い方。さらに。加えて。手紙の追って書きに用いる。暑気：奉賀候 文頭に置くべき挨拶文言を尚々書きで書いている点もさることながら、その丁重な表現と、書状本体の威圧的な姿勢との落差は大きい。暑気 夏の暑さ。また、そのころ。炎暑。暑熱。被成御揃「被」は、岡本氏の「成」に対する大庄屋の

【六月九日付大庄屋二伸】

前項【大庄屋一伸】さえ送れば、簡単に決着が付くと大庄屋は考えていたはず。何せ御制禁が出ているのですから。岡本氏が、③「右等之儀無之様」にするという「御答二御申越」すればいいのです。ところが岡本氏

いねい語。安全 平穩無事なこと。御入可被成「入」は、「御安全」の状態にはいる。「可」は、話者大庄屋のきわめて弱い意志。推測。「御安全になられたことでしょう」。珍重 結構なこと。奉賀「奉」は岡本氏に対する大庄屋からの謙讓語。「賀」は、めでたいことに対して、喜びの気持ちを表わす。祝す。ことぶく。大庄屋の表現。差急キ「差」は語調を整える接頭辞。御取扱何分「何分」の下に③と同文「御取扱被成候様致度御座候」がつながらずだったのだが、それを取り止めて「否」に転じている。否急々 ここでも本文同様、時候の挨拶から始まる依頼文が、「否」で威圧的内容に転じていく。③同様、「御取扱」と「御答」御申越の表現を「否」をはさんで対比させている。

はなかなか「御答」を寄越さないどころか、八日になってようやく、恐らくは「いざれお答えする」程度の返答を使い、者に述べさせたに過ぎないようなのです。思惑の外れた大庄屋は二回目の催促をします。

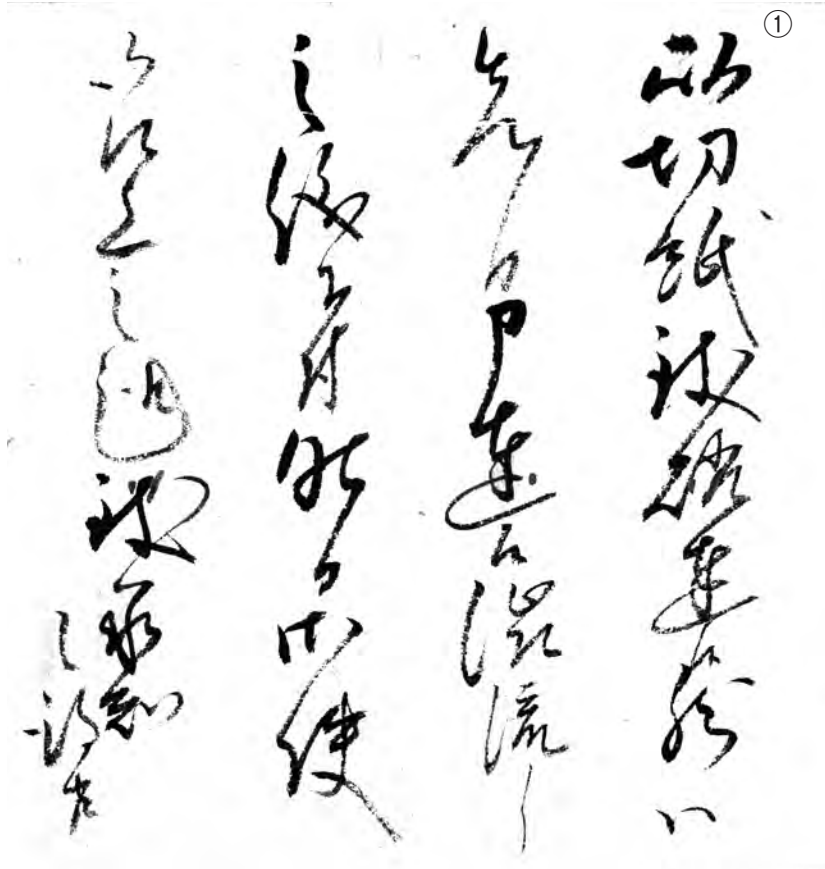
〔釈文〕

- ①以切紙致啓達候、然ハ先日申達候洪流シ之儀に付、昨日御使御口上之趣致承知候得共、
- ②右ニテハ達シニ指支候間、何と成共御答、御紙面ニテ此者へ御申越可被成候、差急キ候付又々得御意申候、以上

山本又次郎
六月九日

岡本忠左衛門様

(イ九一五〥九一二)



②

有之連之接之

行如木石溪海之

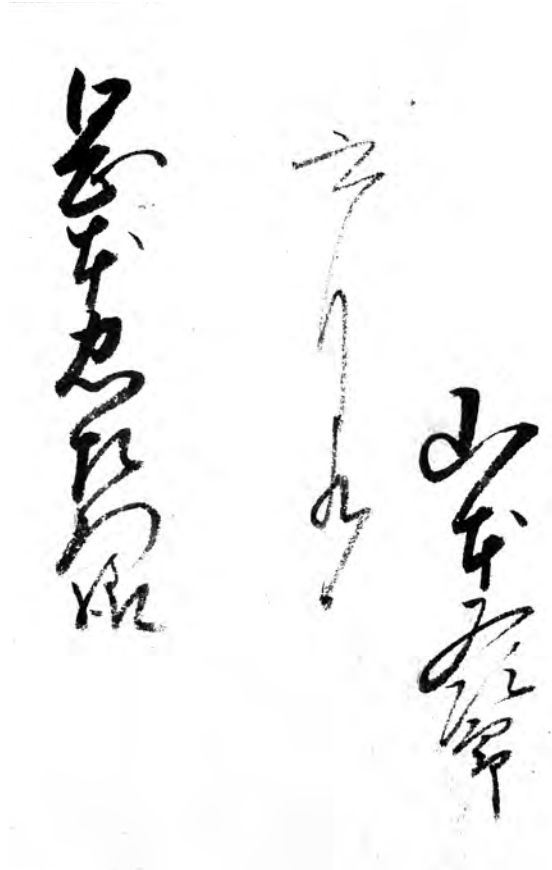
可為之遊之

以之遊之

可為之遊之

〔読み下し文〕

- ① 切紙を以て啓達致し候、然れば
先日申し達し候流し
の儀に付き、昨日御使
御口上之趣承知致し候えども（得共）、
② 右にては達しに指し支え候間、



何と成すとも（共）御答え、御紙面にて
此者へ御申し越し成さる可く（可_レ被_レ成）候、
差し急ぎ候に付き又々
御意を得申し候、以上

〔文意例〕

①切紙をもって申し上げます。さて、先日お伝えした渋流し

ですが、昨日の（岡本氏の）御使いの

御口上については受領しました。しかし、

②これでは（藩から紀州藩野上組の百姓達に宛てた）達は出せませんので、何としても「御答」を御紙面で

この（書状を持参した）者へお渡しなさって下さい。

差し急ぎますのでまたまた

ご了承下さい。以上

〔語意・語法〕

①切紙 横向の和紙を横に半分に切った紙。申達候 前項

【大庄屋一伸】。「申達」は、意見をお伝えする。上申す

る。御使御口上之趣 これについて②に、「右にてハ達シ

ニ指支候」とある。同様に次項【大庄屋三伸】でも、②

「十一日比ニ御答可被成由御申越被成候付相待候処、い

また御答も無之達シニさし支候」と、岡本氏側が返答を

寄越さないため藩から自領百姓達への達にし支えると

いう。同様に、本項②「右にてハ達シニ指支候」ような「御

口上之趣」は、期日さえいわない、いずれ答えるという

程度の内容だったと思える。「御使」は、岡本氏から大

庄屋への使い。「口上」は、口頭で申し述べることだが、

口上書きの場合もある。ここでは、②に「御答、御紙面

にて」とあるから、実際口頭で述べている。右のような、

期日さえいわないのであれば、書面である必要はない。

「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。ここでは、事柄の方向。あるいは、物事のなりゆき。**承知** ここでの「承知」は、了解したではなく、単に受け取ったというだけの意味。**候得共**「得」は平仮名「え(へ)。「候」(候ふ)の語尾変化「候」(候へ)の「へ」に漢字の当て字を使ったもの。「共」は「ども」の当て字。**②右ニテ八達シニ指支候**「右」は岡本氏の「御使」が伝えた「御口上」の内容。「語意・語法」①「御使御口上之趣」で述べたように、返答先送りを知らせるだけの文言だったのだろう。「達シ」は、洪流しについて興山寺との談判の結果を記した藩から自領野上組百姓に宛てた達。岡本氏が回答しないので「達シニ指支」える、逆にいえば岡本氏からの回答さえあれば達しができるというのだから、大庄屋にすれば岡本氏からの回答は洪流し禁止以外ありえない。単に岡本氏からの回答をいつ手にするかどうかのこと。**何と成共**「何と成す共」で、どうしても。なんとんでも。**御答次**の「御申越」につながる。前項【大

庄屋一伸】③「御答ニ御申越」、次項【大庄屋三伸】②「御答御申越」同様の表現。決して前項【大庄屋一伸】③「御取扱被成候様」でなく。**御紙面ニテ**「御紙面」というのは、①「御口上之趣」が、実際口上だったからいつているだけではなく、一言ではなく、書面にならざるをえない、洪流し禁止という、岡本氏からの回答の内容も含めてのこと。**此者へ御申越**「此者」は、大庄屋の書状を岡本氏の元へ持参した人物。返事を書面ですぐに渡せの催促。**可被成候**「可：候」は大庄屋の岡本氏に対する意志。「被」は、岡本氏の「成」に対する大庄屋のていねい語。**差急キ**「差」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする語。**得御意申**「得御意」は、前項【大庄屋一伸】③「得御意度」と同じ。「お考えをうかがいたい」、「了解を得たい」。「得御意申」の方が、話者大庄屋の意志がやや弱い。補助動詞「申」は、「得」に付き(得申)、岡本氏に対して使われている。

【六月十三日付大庄屋三伸】

岡本氏はおそらく十日でしょう、「十一日頃に返答する」と書面を渡したものの、十三日になっても返答をしませんでした。大庄屋は十三日に三回目の書状を出しま

す。本項では②に三回も「御答」「御答」「御答」と出てきます。あせりがみえます。

〔釈文〕

①以手紙申達候、然者先達而申達候洩流シ

一件、去ル九日申達候処、

②十一日比ニ御答可被成由

御申越被成候付相待候処、

いまた御答も無之達シニ

さし支候間、何分、否急々

御答御申越可被成候、依之

又々得御意申候、以上

山本又次郎

六月十三日

岡本忠左衛門様

③尚々甚暑ニ御座候処

①
 以手紙申達候、然者先達而申達候洩流シ
 一件、去ル九日申達候処、
 十一日比ニ御答可被成由御申越被成候付相待候処、
 いまた御答も無之達シニ
 さし支候間、何分、否急々御答御申越可被成候、依之又々得御意申候、以上

御揃、彌御安全被成御入
候半と珍重奉賀候、以上

(イ九一六〇九二三)

②
才比宗是之御入
多御入御入御入
一宗宗宗宗宗宗
一宗宗宗宗宗宗
一宗宗宗宗宗宗

力 部 之 一 也

力 部 之 一 也

力 部 之 一 也

力 部 之 一 也

③

力 部 之 一 也

〔読み下し文〕

①手紙を以て申し達し候、然れば

先達てより申し達し候洪流し

一件、去る九日申し達し候処、

②十一日比ころ（頃）に御答え成さる可きべき（可レ被レ成なむ）由よし

御申し越し成されれ（被レ成なむ）候に付き相待ち候処、

未だ（いまた）御答えもこれ之これ無く達しに

〔文意例〕

①手紙をもって伝えます。さて、

先達て以来伝えた洪流し

一件について、去る九日（岡本氏に）申し伝えたところ、

②（岡本氏は）十一日頃に「御答」なさるおつもりだと

お申し越しなさいましたので待ちましたが、



差（さし）支え候間、何分、否急々

御答え御申し越し成さる可く候、之に依り

又々御意を得申し候、以上

③尚々なほなほ甚暑じんじよに御座候処

御揃い、彌御安全御入り成られ

候はん（半）と珍重ちんちやう賀し奉り候、以上

未だに「御答」もありません。(藩が出す、自領野上組百姓宛ての)達しに

差し支えますので、何分…、いやそうではない、大急ぎで

「御答」をお申し越しなさいますように。そういうことで、

またまたご了解下さい。以上

③なおなお、酷暑の候、

皆々様ますますご無事でお過ごし

のこととおよろこび申し上げます。以上

〔語意・語法〕

①**以手紙申達候** 一項【大庄屋一伸】前項【大庄屋二伸】
ともに、冒頭それぞれ「一筆致啓達候」「以切紙致啓達候」
だから、ここでの「以手紙申達候」は、ていねいさが形
の上からも減っていることを示している。去ル九日申達
候 前項【大庄屋一伸】。

②**御答可被成**「御答」は、岡本氏側の返答。大庄屋は岡
本氏からの返答を、当然「右等之儀無之様」になるもの
と決めてかかり、自分の一連の「御答」に当てはめて考え、
「御答」と表現している。「可」は、今回の岡本氏からの
返書(十日付けだろう、次の「御申越被成」)での話者

岡本氏の意志。「被」は、岡本氏の「成」に対する大庄
屋からのていねい語。**御申越被成候** 前項【大庄屋二伸】
は通常翌十日に岡本氏に渡っているはずだから、岡本氏
は即日回答したことになる。しかも今回は、前項②のよ
うな「御紙面にて」という催促はされていないから、書
面での返答だったのだろう。つまり、前項【大庄屋二
伸】②「御紙面にて此者へ」に従っている。何分以下に、
一項【大庄屋一伸】③同文、「御取扱被成候様致度御座候」
を省いている。**得御意申候** 補助動詞「申」は、「得」に
付き(得申)、岡本氏に対して使われている。

③候半「半」(はん)は「候」(まがひ)の語尾変化「候は」の「は」と話者大庄屋の意思を表す助動詞「む」。

2 何年中いずれより

大庄屋の再三の催促にもかかわらず返書を送っていなかった行人方本寺興山寺でしたが、ここで対応に動きましました。しかし、その後思いもかけぬ結末を迎えます。

ここに出てくる自覚院は、紀州藩でいえば代官にでも

【返書草案に付き六月二十日付自覚院差紙】

岡本氏は、洪流しの件についての対応を興山寺に問い合わせるべく、使いの者を興山寺役人自覚院へ送ります。六月十九日でしょうか、興山寺からの大庄屋宛て「返書草案」を自覚院は使いの者へ渡します。②「何れ共可致相談」、何事も問い合わせて事を進めるようにと岡本氏にあてて申し聞かせはしたものの、必ず返書を送れといいたので、あらためて書いたのが二十日付の本状です。もともと、③「書面差遣候方可然旨拙院迄被仰付候」

では弱い意志。推測。

当たる役でしょうか。興山寺の下で、興山寺の仰せ付けを岡本氏に申し付けています。そのため文中に自覚院自身の意志は余り表現されていません。

とありますから、自覚院は興山寺の仰せ付け通りに使いの者へ伝達しているので、返書の指示をしておかないとまずいと気付いたのは自覚院ではなく興山寺の方なのです。自覚院は岡本氏と興山寺の間に立っているだけで、自覚院の判断はここには出てきません。

岡本氏が対応を問い合わせているのですから、自覚院(興山寺)が草案を渡せば、わざわざ、草案に基づいて返書を送れといわないまでも、普通はそうするものです。

「何れ共可致相談」と念を押したのもおかしな事ながら、返書を送るようにとあらためて差紙を書くのも通常のこゝとは思えません。興山寺が岡本氏を信頼しているとは思えない指示です。ここからすると、岡本氏是对応に困り、岡本氏本人ではなく使いの者を伺いに登らせたのは

やや時間が過ぎてからのことだったのかもしれませんが。だとすれば、ここには使いの者でなく当人が迅速に登ってくるようにとも書き加えるべきだったように思います。どうも岡本氏に対し遠慮があるようにみえます。岡本氏の対応が覚束ないため、どんなことでも相談し、自覚院（興山寺）の指示通りに動くよう釘を刺した、ところをそれぞれに気を取られ、②「書状遣候様」に申し付ける

〔釈文〕

① 差紙を以申遣候、然者

其組内等洩流之儀

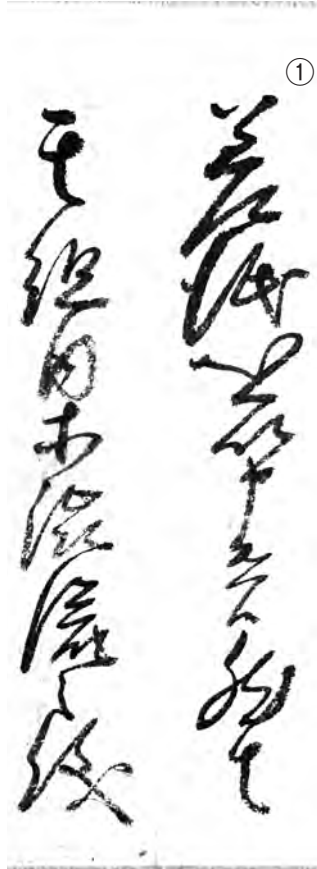
二付国方大庄屋山本

又次郎今書状到来

二付、② 返書之趣先日為

のを忘れたことに興山寺が気付いた、これもきちんとして示しておかなければ岡本氏では心配だということなのでしようか。実際、③「彼方今返書有之候ハ、早速此方へ可申出候」、大庄屋から返書が来ればすぐにもってくるように、再度申し渡しているほどなのですから。

③「草案通り」というのですから岡本氏が文案を練ってはいけないので、これは草案とはいえません。岡本氏には手を出させないのです。では、興山寺が直接大庄屋宛てに書面を出せばいいようなものですが、それはできないのです。興山寺と藩の百姓である大庄屋とは格が違うからです。対応上同格の者同士でなければまずいわけ、岡本氏が間に入るしかないのです。



伺登候二付、右使之ものへ

返書草案相渡候得共、

急度書状遣候様とも

不申付、何れ共可致相談

旨申聞候事二候、③右相

渡候草案通り相認、

書面差遣候方可然旨

拙院迄被仰付候間、其段

被得相心早々認差遣、

彼方返書有之候ハ、

早速此方へ可申出候、為

其中遣候、以上

興山寺役人

六月廿日 自覚院

岡本忠太夫殿

(一九一七)

御書状相渡候様とも
不申付、何れ共可致相談
旨申聞候事二候、右相

渡候草案通り相認、
書面差遣候方可然旨
拙院迄被仰付候間、其段

被得相心早々認差遣、
彼方返書有之候ハ、
早速此方へ可申出候、為

其中遣候、以上

興山寺役人
六月廿日 自覚院
岡本忠太夫殿

多身中狀を以て

今午何事在りて

名中何事在りて

物中何事在りて

書中何事在りて

物にまはれしをば

我が心もまた

波にまはれしをば

子にまはれしをば

子にまはれしをば

〔読み下し文〕

① 差紙を以て申し遣し候、然れば（者）

其組内等^{その}渋流し^の之儀

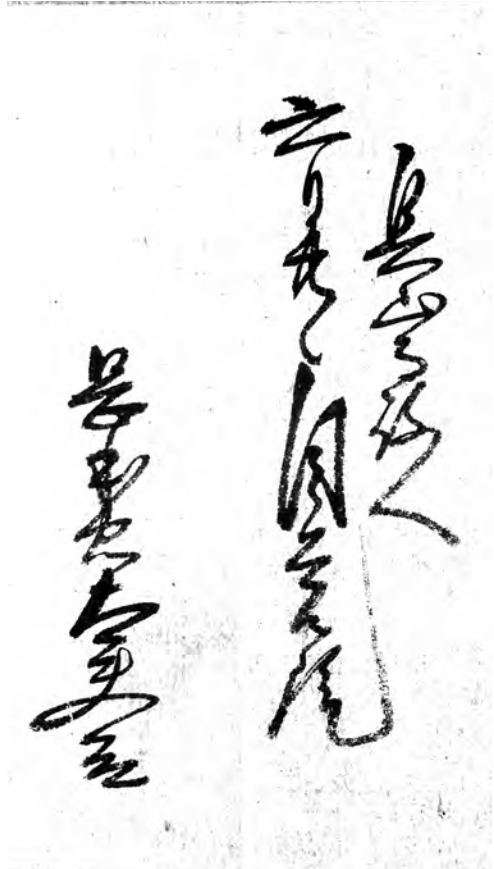
に付き^く国方^{かた}大庄屋山本

又次郎より（夕）書状到来

に付き、② 返書之趣先日

伺い登せ（為）候に付き、右使い之者（もの）へ

返書草案相渡し候えども（得共）、



急度^{きつと}書状遣し候様とも

申し付けず（不）、何れとも（共）相談致す可き

旨申し聞け候事に候、③ 右相^{あひ}

渡し候草案通り相認め、

書面差し遣し候方然る可き旨

拙院迄仰せ付けられ（被）仰付候間、其段^{その}

相心得られ（被）得相心、早々認め差し遣し、

彼方かのほうより返書こゝれ之有あり候うらはば（ハ、）

早速このほう此方へ申し出でず可べく候、

其ため為ため申し遣やし候、以上

〔文意例〕

① 差紙で伝える。さて、

そちらの組（神野組）内等での渋流しのこと

だが、国方（紀州藩）大庄屋山本

又次郎から（岡本氏宛てに）書状が到来した。

② その返書について（どうするべきか）、先日

（興山寺に対応を）伺うために

（岡本氏は使いの者に問い合わせの書面を持たせて自覚院に）登らせた。この使いの者へ

「返書草案」を（私、自覚院は）渡しはしたのだけれど、

必ず（大庄屋に）書状を送ってやれとも

申し付けず、何についても相談致せ

という話（だけ）を申し聞かせたことであった。③ 「この

渡した草案通りに書き記し、

返書を（大庄屋に）間違いなく送るよう」と

拙院（自覚院）まで（興山寺が）仰せ付けになった。その点を

お心得になつて早々書き記し差し送り、

大庄屋から書状が来たならば

早速こちら（自覚院）へ申し出るように。そう

いうことで申し遣わす。以上

〔語意・語法〕

① **差紙** 伝達や命令を伝える文書。申遣「遣」は、補助動詞的に、ここでは自覚院が岡本氏に、尊大な気持ちをおこめて、「：してやる」。然者「しかれば」。先行の事柄を一応おさめて、話題を転じるのに用いる。そうして。さて。ところで。「者」は漢字であらわすものの、助詞の「は」。其組 神野組。「其」は相手方。洩流之儀 1 一 項【大庄屋一伸】①「洩を流シ鮎取候」のこと。「儀」は「こと」。「…のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「儀」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。二付 この直後にも二か所①「書状到来二付」、②「為伺登候二付」の表現が集中する。うまい書き方とはいえない。二つ目の「二付、」を「書状到来候、」とすれば落ち着くか。国方 紀州藩のこと。「紀伊国」の「国」か。紀州藩域が紀伊国の大部分を占めるから

なのか、あるいは、高野山寺も紀伊国ではあるが、高野山寺は高野山であって紀伊国ではないという自負心の表れからか。本書四集にも、「3 瓦二、三枚壇尻にて落し候」①⑤「拜殿ニて暫寺領・国領役人見合」という表現がある。大庄屋山本又次郎今書状到来 右の一項【大庄屋一伸】のこと。敬語表現を一切使っていない。「大庄屋」は、二、三十か村を束ねた組を統轄する役。最上位の百姓。「山本又次郎」は、紀州藩那賀郡野上組（旧野上町）大庄屋。「今」は、「よ」と「り」の合字。

② **返書之趣** 右の一項【大庄屋一伸】で、返書を③「御答ニ御申越可被下候」と求めている。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。先日 具体的に何日なのかは分からないが、あえて「何れ共可致相談」と注意していることからすれば、右の一項【大庄屋

一伸」を岡本氏が受領（おそらく五日）して即日使いの者を登山させたわけではなかったらしい。やや時間が経過してからはなかったか。興山寺が使いの者の登山を受け、対応を協議し、自覚院を通じて「草案」を使い、者に渡したのが前日十九日か。為伺登候返書の内容をどのようにすべきか自覚院（興山寺）に伺うために、岡本氏が使いの者を（大庄屋書状と、岡本氏が対応を問い合わせる書面を持たせて）高野山に登らせた。「為」は、使いの者に対する、岡本氏からの使役を表す助動詞。草案相渡 自覚院が。「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。候得共「得」は平仮名「え（へ）」。「候」（候ふ）の語尾変化「候」（候へ）の「へ」に漢字の当て字を使ったもの。「共」は「ども」の当て字。書状遣 岡本氏が大庄屋に返書を遣わす。「遣」は上位者、ここでは自覚院（あるいは興山寺）が岡本氏の手を借りて大庄屋に対し、物（返書）をやる。不申付 自覚院（あるいは興山寺）が使いの者を通じて岡本氏に。何れ共可致相談旨「何れ共」は、どんなことでも。なんでも。どんなことでも相談するように。岡本氏の対応に問題が

あったため、興山寺が釘を刺したのではないのか。「可」は話し手（自覚院）の意志を表す。「旨」はものごとの意味・内容。申聞候事二候「事二候」で「申聞候」を強調する。

③差遣候方「差遣」は、岡本氏が大庄屋に。「差」は語調を整える接頭辞。「方」は、こと。もの。可然そうあるのが適当である。当然である。ちょうどよい。ふさわしい。拙院 自覚院。被仰付 興山寺が。紀州藩同様、「仰付」は領主（本寺興山寺）が使うべき用語のようである。「被」は自覚院の興山寺に対する敬語。受け身ではない。其段「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでは、②「右使之ものへ」以降。被得相心 ここでは「得」という動詞とみて、「心」を「得」と書いているが、通常は、「心得」という動詞にたいし「被相心得」（被相心得）と記す。「被」は自覚院の岡本氏に対するていねい語。ただ、本項にはここ以外に岡本氏に対する敬語が出てこない。②「書状（被）遣候」「可（被）致相談」③「認（被）差遣」「可（被）申出候」。認差遣「草案」にもとづいた返書を岡本氏が

認めた大庄屋に「差遣」。彼方大庄屋。有之「之」は強調。

此方自覚院。可申出候「可」は岡本氏に対する話者（自

【御制禁に付き六月二十三日付大庄屋宛岡本忠太夫返書】

六月二十三日、岡本氏はようやく大庄屋宛てに返書を書きます。これが自覚院（興山寺）が岡本氏に渡した「返書草案」なのでしょう。核心は、行人方では有効な洪流し禁止令はない、洪流しを差し止める根拠はないということです。興山寺が過去に出された禁令を精査して得た結論だったのでしよう。一方、大庄屋にしてみれば、禁令が出ていないと反論されるとは露ほどにも思っていない。なかつたに違いありません。興山寺、大藩相手に堂々と渡り合っています。ただ、紀州藩は大藩意識からこの問題を百姓にすぎない大庄屋に持ち出させたので、興山寺はこれには抗議すべきでしたが。

岡本氏が自覚院に何いの使いをやるのは遅かったようなのですが、興山寺の禁令精査にもまた時間が必要で、

覚院）の意志。為其特に意味はない。そういうことで。興山寺役人 本寺興山寺の支配の実務を執る役人。

これが返書の遅れにつながったはずですが。岡本氏が大庄屋からの求めに対しまともに返答してこなかったのは、興山寺の結論が出るまでの時間稼ぎだったということなのでしょう。

本項②では「拙者取扱致し候様御頼越二候」と述べます。これは1ー1項【大庄屋一伸】が③「貴所様御取扱被成候様致度御座候、否、御答ニ御申越可被下候」とした箇所に対応させているのですが、「御答ニ」を全く無視してかかっています。さらに③「御申越被成候様致度候」も、右【大庄屋一伸】③「御取扱被成候様致度御座候」の表現をなぞっています。大庄屋書状を实によく読み込んでいます。教養と教養の対決です。

〔釈文〕

①御状致拜見候、然者其御支配下
 野上川二而、神野庄・志賀野庄合
 川水旱水之節洪を流し
 鮎取候二付、洪水、井水掛り
 田地江引込候而者稲毛生
 立悪敷難儀之趣を以、急
 度御差留被成下候様村々分
 願出候由二而、②右者御制禁
 之趣を以自今右等之儀
 無之様拙者取扱致し候様
 御頼越二候、③右者何年中
 いつれより被仰出候
 御制禁ニ御座候哉、承り候上
 致勘弁、志賀野・神野両
 庄江可申聞候間、被
 仰出之御旨委細ニ御申越被成候
 様致度候、右御答如此
 御座候、恐々謹言



予道下りて 作也

少制禁心 行不 聖

汝助亦 志 聖 出 津 津 友

名 れ 可 矣 乃 以

作 出 心 乃 聖 紀 中 聖 友

快 汝 聖 乃 聖 友 乃 公

〔読み下し文〕

①御状拜見致し候、然れば其御支配下

野上川にて（而）神野庄・志賀野庄より

川水旱水之節洪を流し

鮎取り候に付き、洪水、井水掛り

田地へ（江）引き込み候ては（而者）稲毛生え



立ち悪しく（敷）難儀之趣を以て、急

度御差し留め成し下され（被_レ成_二下_一）候様村々より

願い出で候由にて、②右は御制禁

之趣を以て自今右等之儀

之無き様拙者取り扱ひ致し候様

御頼み越しに候、③右は何年中

いづれ(いつれ)より仰せ出でられ(被^{られ}二仰^{おかせいで}出)候

御制禁に御座候哉、承り候上

勘弁致し、志賀野・神野両

庄へ申し聞け可く(可^{べく}二申^{もうし}聞)候間、

仰せ出でられ(被^{られ}二仰^{おかせいで}出)之御旨

委細に御申し越し成され(被^{られ}レ成^な成)候

様致し度く候、右御答此の如く

御座候、恐々謹言

〔文意例〕

①御書面を拜見致しました。さて、そちらの御支配下(野上組内)の

野上川で、(行人方の)神野庄・志賀野庄から

川水が少なくなる時に柿洪を流して

鮎漁をするので、「柿洪が混じった水を、(野上川から)灌水している

田地に引き込んだならば稲の生育

に影響が出て難儀するということ、必

ずこれをお差し止め下さいますように」と、村々から

願い出ているようです。②洪流し鮎取りは御制禁

(だということ、今後右(洪流し鮎取り)のようなこと

ないように、拙者(岡本氏)が取扱を致すようにと

(大庄屋が)お頼みなさってきました。③右(御制禁)は何年に

(興山寺と紀州藩の)いづれから御命じになった

御制禁なのでしようか。伺った上で

熟考し、志賀野・神野両

庄へ申し聞かせますので、

ご命じの禁令について詳しくお申し越しなさいます

よう致したいものです。右に記した御答はこのよう

でございます。

〔語意・語法〕

① 其御支配下野上川二而 1ー1項【大庄屋一伸】①「支配下野上川上」は、野上川の川上のことではなく、紀州藩では「支配下」の次には郡・村がくること、また領有概念や、野上組を野上ということからも「支配下野上(組内野上川)川上」とみなした。この大庄屋書状を写した本状の表現は、「御支配下」で切れ、「御支配下(野上組)野上川」か。「其」は、相手側。そちらの。「而」は、漢字で書いてあるが、ひらがなの「て」。神野庄：願出候右【大庄屋一伸】から引用した百姓願い出で。洪を流し鮎取候二付右【大庄屋一伸】では、伝聞のかたちをとって①「洪を流シ鮎取候由二相聞申候」とある。本状は

これをなぞったともとれるが、「洪を流し鮎取候」自体は認めているとも読める。田地江「江」は、漢字で書いてあるが、ひらがなの「え(へ)」。難儀之趣を以右【大庄屋一伸】では、主格(主語)である百姓の謙讓表現で②「難儀仕候間」とする。「難儀之趣を以」は「難儀二付」とするよりは、突き放した、そちらさん是这样う言っていますかね、の意味合いが入ってくる。御差留被成下候様右【大庄屋一伸】②からの引用。願出候由二而右【大庄屋一伸】では、②「村々々願出申候」と事実をそのまま表現しているが、ここでは伝聞形をとる。

② 右者「右」は、洪流し鮎取り。御制禁之趣を以右【大

庄屋一伸】では、③「御制禁、御承知之事と奉存候」と問いかけている。「御制禁之趣を以」は、①「難儀之趣を以」同様、「…だそうですが」の意味合い。拙者取扱致し候様御頼越二候右【大庄屋一伸】で、③「貴所様今御取扱被成候様致度御座候、否、御答二御申越可被下候」と述べている箇所に対応させている。ここで大庄屋は、「取扱」（仲裁）ではなく即座に中止させますといひに來いと告げている。本状はこれを逆手にとり、「取扱」するように頼んできたと述べる。本状にすれば、本項③以下はまさに「取扱」だろう。「頼」は、本来謙讓の意をふくんだ語だから、いくら「御」をつけようとも、相手（大庄屋）を主格にすれば相手を下にみていることになる。興山寺の意識が出た表現か。「御申越」にすべき。「越」は、行く、あるいは来る。

③右者②の「御制禁之趣」。何年中いつれより被仰出候御制禁二御座候哉 これは白を切っているのではなく、行人方には實際有効な洪流し禁令はないのだろう。岡本氏が自覚院（興山寺）に上申するのが遅れたことに加え、大庄屋への対策として、興山寺でこの禁令の有無を精査

していたために、対応に時間がかったのではないのか。「いつれより」は、興山寺・紀州藩のいずれから。興山寺では出していないと判断し、藩では制定されたのかと問うている。「被仰出」は、「被」も「仰出」も敬語。二重敬語。興山寺あるいは紀州藩への本状からの敬語。紀州藩同様、興山寺でも領主（本寺興山寺）が「御命じになる」の際に使う敬語らしい。「哉」は、疑問。動弁よく考える。熟考する。可申聞「可」は本状の意志。被仰出之御旨「被仰出」は、「被仰出候御制禁」の「被仰出」。「旨」は君のおぼしめし。君の命令。上意。（興山寺あるいは紀州藩が）御命じになった禁令。御申越被成候様致度候右【大庄屋一伸】③「御取扱被成候様致度御座候」をなぞったか。大庄屋書状をよく読み込んでいる。「御申越可被成候」のこと。主格（本状）の意志「可」を弱める、また、ていねいな表現にすれば「御申越被成候様奉頼候」となるはずだが、使用事例は見出せない。さらに婉曲的な話法（遠回しな言い方）として、要求の体さえ取り去り、ただつぶやいてみせる形が、「御申越被成候様致度候」。「御申越なさいますように致したいもので

す」。使用頻度は少なく、大庄屋同士、代官と大庄屋の間等で使われるに過ぎない。ここでは本状の、大庄屋に対する話法。「被」は大庄屋の「成」に対する本状から

【取戻し合いに付き二月二十五日付自覚院差紙】

事態は意外な方向に振れます。八か月後の翌年二月になります。二月二十五日付けで、自覚院から岡本氏に再び差紙が届きます。大庄屋からの書状を差し戻して行く様、「若山在方頭取衆」（代官のことでしょうか）から頼んで来たというのです。何かが起きたのです。行人方には洪流し禁止令が出ていなかったことが紀州藩にも分かった、いや、もしかして、柿洪は害を与えなかったのかも知れません。

文末は、③「取戻し合候儀ハ此方々若山表へ追而可及返答候間、是又承知可有之候」とあり、強い調子で岡本氏に、返答はこちらからおこなうので承知しておくようにといっています。一項【六月二十日付自覚院差紙】で示されたように、岡本氏の対応に懸念があるためでしょう。それは、「取戻し合」と書くにとどまらず、③「彼

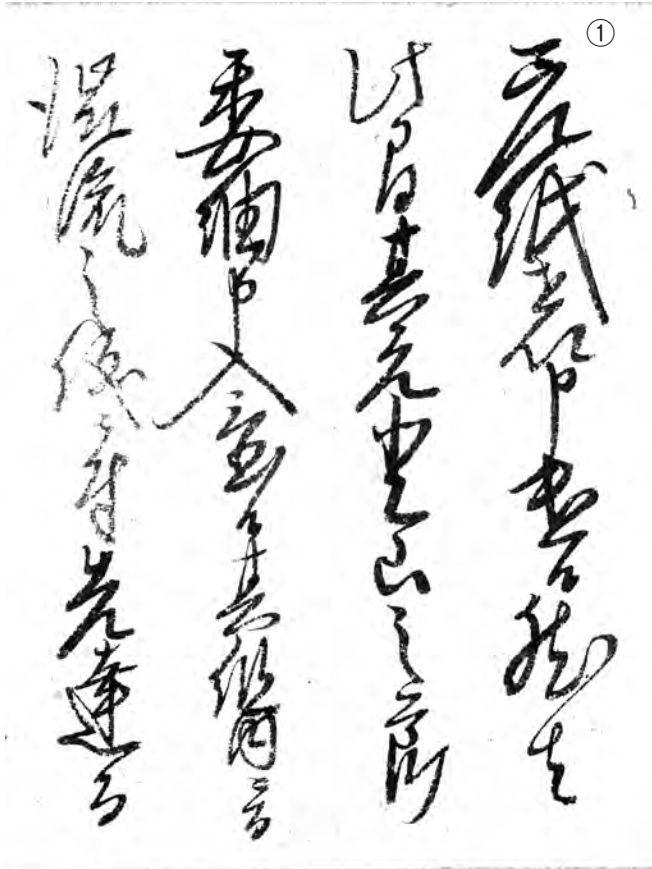
の敬語表現。「致」は本状の行為のていねい表現。右御答 右に記しました御答。同じ「御答」でも大庄屋の「御答」とは全く意味が違う。

方之書状者不残差戻し、其元々遣し候書状ハ不残取戻し」と、指示が妙に詳しい点にも表われているように思います。ところが、その「取戻し合」がどうも不発に終わったようなのです。大庄屋の直筆らしい岡本氏宛て書状三通（イ九一八・九一五・九一六）は岡本家に残ったままです（岡本氏の筆跡と思われる三通の写しも岡本家にあります。イ九一一・九一二・九一三）。岡本氏直筆の大庄屋宛て返書は岡本家にありませんから、大庄屋も岡本氏に返していないようなのです（岡本家にある大庄屋宛て返書（イ六九三）は岡本氏の直筆のようですが、「扣」と記してあります）。自覚院の役人の筆跡（イ九一七と酷似）^{こくじ}と思える写し一通（イ九一四）もあるので、自覚院だけが興山寺の仰せ付けに忠実に、写しまでも岡本氏に戻してきたのでしょうか。

「差戻し呉」「取戻し合」でこの争いをなかつたことに
するはずでした。けれども最後は、岡本氏も大庄屋もお
上の意思に必ずしも従わないままで終わったようなので

〔釈文〕

①差紙を以申遣候、然著
此間其元登山之節
委細申入置候其組内二而
洩流之儀二付、先達而
野上組大庄屋山本又次郎
今其元へ駈合書状之儀、
②差戻し呉候様若山
在方頭取衆御頼越二付、
右取遣之書状双方共
取戻し合候様可申遣旨
被仰付候間、③其段被相心得
彼方之書状者不残差
戻し、其元今遣し候書状ハ
不残取戻し可被申候、



す。あるいは、③「追而」とありますから、「若山在方
頭取衆」に了承の連絡をしないうちに「取戻し合」自体
が中止、または自然消滅になったとも考えられます。

尤右取戻し合候儀ハ此方今

若山表へ追而可及返答

候間、是又承知可有之候、已上

興山寺役人

二月廿五日 自覚院

福田村

岡本忠太夫殿

(イ七七〇七)

此上様方儀ハ此方今
 若山表へ追而可及返答
 候間、是又承知可有之候、已上
 興山寺役人
 二月廿五日 自覚院
 福田村
 岡本忠太夫殿
 (イ七七〇七)

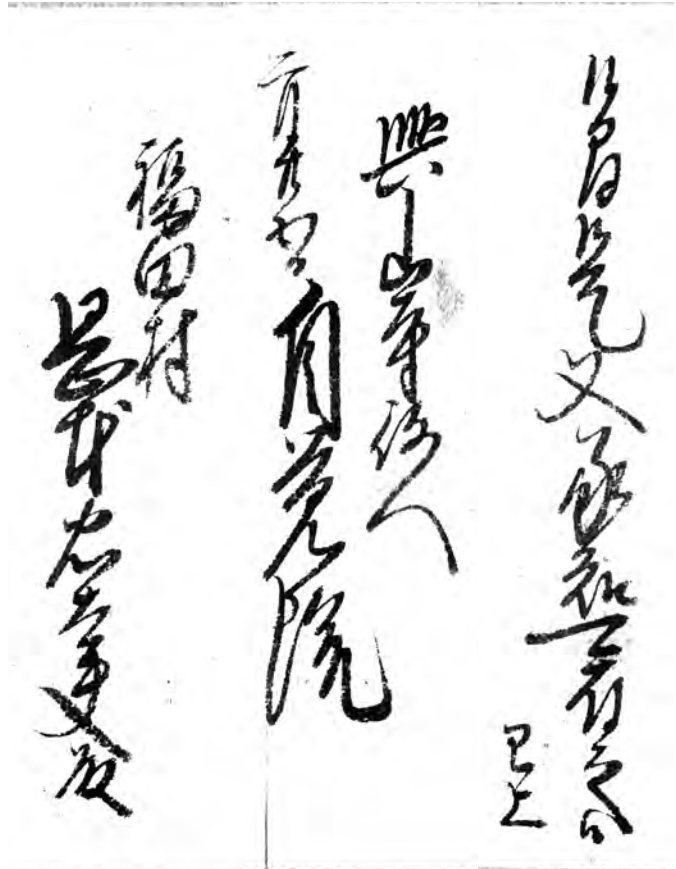
此作得自白③
修言之書法之文法之
角其元力也
而涉其角
其在其角
善心善心

〔読み下し文〕

①差紙を以て申し遣し候、然れば

このあいだぞこも
此間其元登山之節

その
委細申し入れ置き候其組内にて



洪流し之儀に付き、先達て

野上組大庄屋山本又次郎

より其元へ掛(駄)け合い書状之儀、

② 差し戻しくれ(呉) 候様若山

在方頭取衆御頼み越しに付き、

右取り遣し之書状双方共

取戻し合ひ候様申し遣す可き旨

仰せ付けられ(被^{られ}仰^{おほせり}付^け) 候間、

③ 其段相心得られ(被^{られ}相^{あい}心^{ころえ}得^え)

彼方^{かのほう}之書状は残らず差し

戻し、其元より遣し候書状は

残らず取戻し申さる可く(可^{べく}レ^る被^{もつと}レ^し申^{もつと}) 候、

尤も右取戻し合ひ候儀は此方^{このほう}より

若山表へ追て返答に及ぶ可く(可^{べく}レ^る及^{へんとうじ}二^{返答}一)

候間、是又^{こゝれまた}承知^{これ}之有る可く候、已上^{いじょう}

〔文意例〕

① 差紙で伝える。さて、

この間其元^{そのもと}(岡本氏)が高野山に登った時

委細を申し入れておいた、その組(神野組)内での

渋流しについて、先達で、

野上組大庄屋山本又次郎

から其元へ談判してきた書状のことだが、

② 差し戻してくれるようにと和歌山

在方頭取衆がお頼みになってきたので、

「右の取り遣し(取り戻していない)の書状を(其元も大庄屋も)双方とも

取り戻し合う様に(自覚院が岡本氏に)申し遣わせ」と

(興山寺が私、自覚院に)仰せ付けになった。③その点を御心得になって

彼方かたほう（大庄屋）からの書状を残らず差し

戻し、其元から遣わした書状は

残らず取り戻しなされるように。

もつとも右の取り戻し合うことについてはこちら（自覚院あるいは興山寺）から

和歌山（紀州藩）へ追って（了承したことを）返答するつもり

だから、これまた承知なさるようにな（岡本氏からは何もいうな）。

〔語意・語法〕

① 登山 役務のため高野山に登ることをそのように称している。其組内二而洪流之儀 洪流ししていることを否定はしていない表現。先達而 ② 「御頼越」にかかる。

大庄屋山本又次郎令其元へ駈合書状 敬語表現を使っていない。「駈（掛）合」は、談判する。交渉する。

② 差戻し 呉 厳密にとればこれは一方的な求めで、大庄屋による岡本氏返書の返還が抜けている。ただ、大庄屋書状だけを返してくれといってくるはずもないのだから、岡本氏返書の返還は当然の前提で、そのためわざわざ書く必要がないということか。興山寺が「取戻し合候様」と書くのは、頭取衆の求めを了解したという意味で、

これをきっかけに相互の取り戻し合いに広げようという

提案ではなからう。「呉」は当て字。若山在方頭取衆紀州藩代官のことか。御頼越 前項【大庄屋宛岡本忠太夫返書】② 「御頼越」同様、いくら「御」をつけようとも、

自覚院（興山寺）が若山在方頭取衆を下にみていることになる。右取遣之書状 「取遣」が「取遣」の誤字でない

とすれば、手元にある（遣） 相手からの書状。可申遣 旨被仰付候 「可」は興山寺の意志。「申遣」は自覚院が

岡本氏に。「仰付」は興山寺が自覚院に。「被」は、自覚院の興山寺に対する敬語。

③ 其段 ① 「先達而」以降。被相心得 「被」は、自覚院

院の興山寺に対する敬語。

③ 其段 ① 「先達而」以降。被相心得 「被」は、自覚院

の岡本氏に対するていねい語。彼方 大庄屋。不残差戻しうしろの「不残取戻し」同様、「可被申候」にかかる。其元を遣し候「遣し」は、岡本氏が大庄屋に返書を遣わす。「遣」は上位者、ここでは自覚院あるいは興山寺が岡本氏の手を借りて大庄屋に対し、物（返書）をやる。取戻し可被申候「可」は自覚院の意志。「被」は岡本氏の（取戻し）申」に対する自覚院からのていねい語。「申」は補助動詞。動詞の連用形（「取戻し」）に付いて（取戻し申）、相手（岡本氏）に対し改まった気持ちで丁寧、また、堅苦しく言うのに用いる。此方 自覚院。ただ、本項でも一項【六月二十日付自覚院差紙】同様、自覚院は岡本氏と興山寺の間に立つだけで、自身の見解を述べ

3 表方願い出で候らばは

洪流し事件で、行人方本寺興山寺は紀州藩からの圧力をはね返すことに成功しました。しかし、小領主興山寺は統治能力もそれほど確かなものではなく、自身もそれはよく分かっていたようなのです。

ている箇所はない。若山表「表」は土地。地方。可及返答「可」は自覚院あるいは興山寺の意志。「及」は、ある状態に達する。あることをするようになる。「返答」は、「取戻し合」を了承したことの返答。ただ、「返答」ぬきに岡本氏が大庄屋書状を戻すことはできないはずなのだ。ここにいたって、興山寺が優位に立ったため、「返答」を遅らせている。是又③の「其段被相心得」について。承知可有之候 承知なさるるよう。こちらから返答するから、岡本氏は何もいうなの意味。「可」は自覚院あるいは興山寺の意志。「有」は尊敬の補助動詞。「可被下候」「可被成候」に比べ尊敬は弱い。二月廿五日 翌文化七年。「万代日並記」（ア三〇一一）による。

文化八年（一八一二）十月ですから、岡本氏に指示が出る半年も前の話なのですが、行人方神野組大角村の伊作の家に夜更けまで長居した隣村の忤三人。伊作が帰れというと思態をつき、終いには伊作の家が火事だと叫

ぶ始末。伊作が翌日彼らの親に事の顛末を話しても、親は説教しようともしなかったといひます。収まらない伊作は興山寺役人自覚院に嘆願書を出します。

近世には金銭や土地の問題で、確かに容易に庶民は訴訟を起こしました。ただ、忤共がけしからんといった程度ならば、村の庄屋が仲裁に入ったものです。ところがこの時には伊作は、庄屋でも岡本氏でもなく、紀州藩でいえば代官レベルと思うのですが、自覚院に直接訴え、自覚院もこれを受け取ったのです。はねつけるべきでしたのに、ずいぶん威厳に欠ける役所です。

そこであわてたのは興山寺。庄屋も岡本氏もとばして自覚院に直訴する勢いならば、うまく対応しないと伊作

【何重にも穏やかに取り扱い候に付き差紙】

それから半年後の翌九年四月、自覚院（興山寺）は岡本氏に、事を荒立てることなく收拾する様命じます。そうでなければ伊作が幕府に訴え出かねないという危機感が興山寺にはあります。伊作が納得するように忤共に厳しく、しかし同時に親も納得するように、穏やかに。そ

は「表方」に訴え出るかもしれません。自覚院は訴えを受け取ったのですから、伊作がさらに訴える先は興山寺の上位権力、「表方」は隠語で、幕府寺社奉行しかありません。そうすると、伊作や三人の忤や親が「失墜」（経費か名誉か）すると、彼らのことを心配していつているようなふりをして、一番失墜するのは実は興山寺の名誉。統治能力を疑われます。でも、それは興山寺の過剰反応で、文面からは伊作が「表方」に訴えようとしていたとは読みとれません。ということは、これまでに別の件で実際何度かは「表方」への直訴があつて、興山寺は寺社奉行から叱責されたことがあつたからこそその反応だったのでしょうか。

の落とし所は難しい。自覚院（興山寺）は「急度相呵り」何重二茂穩に「取り扱えと言うのですが、下駄を預けられた岡本氏にとっては矛盾する内容で実現しなければなりません。岡本氏、大丈夫でしょうか。

⑤「以来右様之儀無之様書付二而茂申付」は、叱りつ

けた内容を書面にも書いて渡すということなのではありません。今後このようなことのないように、詫び状（「書付」）の形をとることによっても命じる、です。これが、⑥「拾五才以下之忤共二候ハ、一札申付候迄ニハ及申間敷候」の文言に対応しています。十五歳以上の場合に「一札」（「書付」）を申し付けるのです。

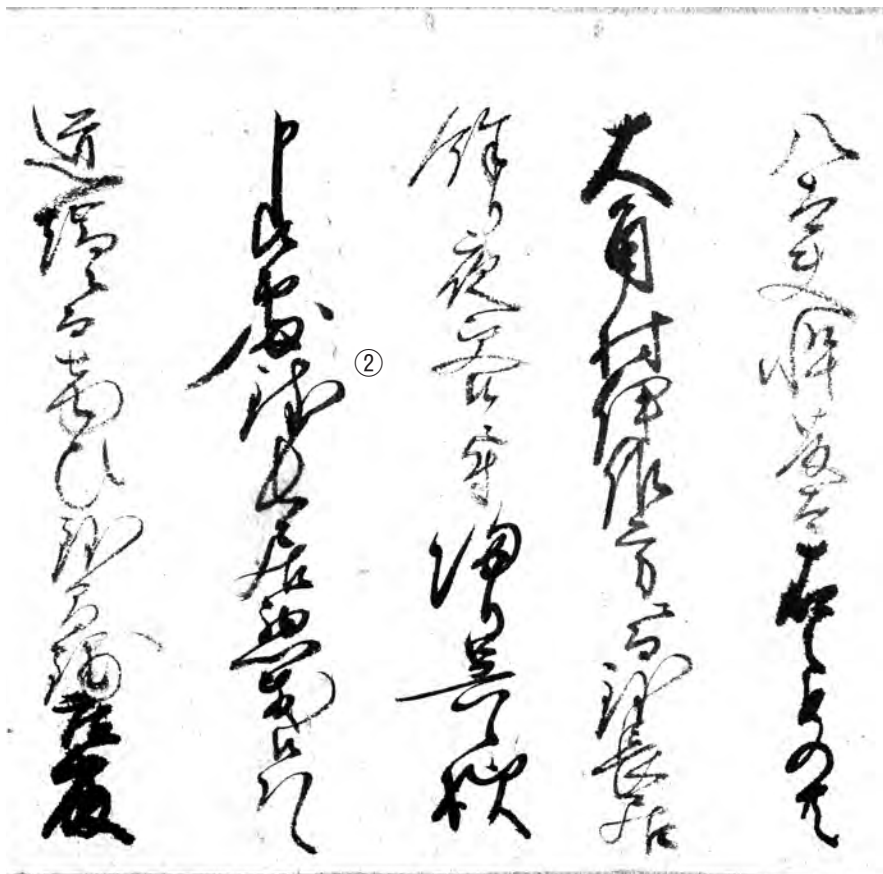
〔釈文〕

① 差紙を以申達候、然者
 去未ノ十月十五日夜、津川村
 定次郎忤長次・藤藏忤徳恠・
 八太夫忤藤太、右之もの共
 大角村伊作方ニ而致長居
 餘り夜更候ニ付、帰り呉候様
 申候處、②致長居悪敷候ハ、
 道端ニ而商ひ致間舗店取
 置杯と悪口申、段々高声ニ
 相成、剩帰り駈伊作か家
 火事杯与大ニ呼立候ニ付、



それも含めて、⑤⑥の岡本氏に指示した取り調べの内容が必要以上に細かいのです。岡本氏に対してはその必要があると興山寺（自覚院）は考えていたのでしょうか。なお、本項は興山寺の仰せ付けを自覚院が指示しているのですが、文中興山寺の仰せ付けを伝えていると表現している箇所はありません。

近所之もの共寄集り
 申訳茂無之、伊作儀致
 迷惑、③翌十六日、右三人之
 親共方へ罷越前夜之
 訳申入候得とも、異見茂致シ
 不具甚以心外千萬之儀故、
 無據調子之儀願出度趣
 此方江内々歎出候、④右
 表方願出候ハ、双方とも
 失墜茂有之儀ニ候間、
 前段津川村三人并親々・
 大角村伊作等其元手前江
 呼寄双方相調らへ、⑤彌
 悪口申候ニ相透無之候ハ、
 急度相呵り、以来右様之儀
 無之様書付ニ而茂申付、
 何重ニ茂穩に双方致納得候様
 取扱致し可被遣申候、⑥若又
 拾五才以下之悴共ニ候ハ、



得与致異見遣し候迄二而、
一札申付候迄二ハ及申間敷候間、
其段得相心可被申候、為其
如此二候、以上

興山寺役人

自覺院

四月五日

岡本忠太夫殿

(イ七七九)

主君と西下候に
申付候事
申付候事
申付候事
申付候事

送或望亭之空之
③
親香方八也新亦夜
飛入鳥空之是為現
下是空之空之空之
空之空之空之空之

じきつての秋の夜

④

秋の夜は双の星

秋の夜は双の星

秋の夜は双の星

有月行江天
如夢如雲

⑤

月在天
如夢如雲

一
如夢如雲

如夢如雲

如夢如雲

行年三十一 務學為樂

王叔明 印 ⑥

徐子 行年三十一

行年三十一 務學為樂

〔読み下し文〕

①差紙を以て申し達し候、然れば(者)

去る未の十月十五日夜、津川村

定次郎悴長次・藤藏悴徳松・

八太夫悴藤太、右のもの共

大角村伊作方にて(而)長居致す

余り夜更け候に付き、帰りくれ(呉)候様

申し候処、②長居致し悪しく(敷)候はば(ハ、)

道端にて商い(ひ)致す間じく(鋪)店取り

置き杯と悪口申し、段々高声に

相成り、剩え帰りがけ(駈)伊作が(か)家

火事杯と(与)大いに呼び立て候に付き、

近所之もの共寄り集り

申し訳けも(茂)之無く、伊作儀

迷惑致し、③翌十六日、右三人之

親共方へ罷り越し前夜之

訊申し入れ候えども(得とも)、異見も致し

くれず(不)甚だ以て心外千万之儀故、

抛 無く調子之儀願い出で度き趣

此方へ(江)内々歎じ出で候、④右

表方願い出で候はば双方とも

失墜も之有る儀に候間、

前段津川村三人并に親々・

大角村伊作等其元手前へ

呼び寄せ双方相調らべ(へ)、⑤彌

悪口申し候に相違之無く候はば

急度相呵り、以来右様之儀

之無き様書き付けにても申し付け、

何重にも穩に双方納得致し候様

取り扱ひ致し申し遣わさる可く

(可)被(遣)申(候)、⑥若又

拾五才以下之の悴共に候はば

篤(得)と異見致し遣し候迄にて、

一札申し付け候迄には及び申す間じく候間、

其段相心得申さる可く(可^べレ被^る申^{まう}申^さ)候、其^{ため}為^なめ
此^かの如くに候、以上

〔文意例〕

①差紙で申し達す。さて、

去年末(文化九年)十月十五日の夜、津川村

定次郎悴長次・藤蔵悴徳松・

八太夫悴藤太、右の者共が

大角村伊作方で長居をした

あまり夜が更けたので、(伊作が)帰ってくれるように

いった。ところが、②長居をして悪いのならば、

(長時間居続ける)道端での商いをすべきでないと品物を片

付ける(とでもいうのか)などと悪態をついて段々大声に

なり、あろうことか帰りがけに「伊作の家が

火事だ」などと大声で叫んだ。

近所の者も集まってきた

申し訳もないやら、伊作としては

迷惑なことだった。③翌十六日、(伊作は)右の三人の

親たちの家へ出向いて前夜の

いきさつを説明したけれども、(親たちは忤共を)叱つてもくれず(伊作としては)非常に心外千万のことだった。そこで、

(伊作は)しかたなくあの情況(の仲裁)を訴え出たいと

(こちら(自覚院)へ内々(直訴だから)に嘆願してきた(ので受領した)。④右のことを幕府に訴え出では双方とも(伊作も親共も)

大金がかかる(幕府まで訴えられては興山寺の名誉が失墜する)。そこで、

前段に出てくる津川村の三人とその親共(当主)それに

大角村伊作等を其元(岡本氏)のところに

呼び寄せて、双方を問いただせ。⑤実際

悪態が間違いないのならば

厳しく叱りつけ、今後このようなことのないように

詫び状の提出も命じ、

穏やかの上にも穏やかに双方納得のいくよう

仲裁いたしておやりになるように。⑥もしまた

(三人が)十五才以下の忤達だというのなら

たっぷりと説教をしてやればよく、

詫び状をとることまでは必要ない。

この点了解なさるように。それについては

このようであります。以上

〔語意・語法〕

①**差紙** 伝達や命令を伝える文書。**申達** 意見をお伝えする。上申する。**然者** 「しかれば」。先行の事柄を一応おさめて、話題を転じるのに用いる。そうして。さて。と。ここで。「者」は漢字であらわすものの、助詞の「は」。**去未** 本差紙は岡本家「万代日並記」(ア三三一一)から文化九年(一八一二)四月のものだと分かるから、「去未」は前年八年未。**津川村** 岡本氏の住む神野組福田村から東に村一つ隔てた山あいの村。同じく神野組。旧美里町。**大角村** 津川村の南隣の川沿いの村。同じく神野組。旧美里町。**伊作方二** 而**致長居餘り夜更候** 悴共が夜更けまで長居する家というのはどのような家なのか、百姓の家なのか、商売でもしているのか、よく分からない。「而」は「て」。**帰り呉** 「呉」は当て字。

②**致長居悪敷候** 八、長居をして悪いのならば。「敷」は当て字。**道端二** 而**商ひ致** 振り売りなどの無店舗商人が道端に店を広げる。**間舗** 「まじく」の当て字。「まじ」は、

不適當であるとの判断、または、しないことが当然・義務である意を表わす。…ないほうがよい。…のはずがない。…べきでない。あるいは、禁止、または、しないことを勧誘する意を表わす。…ないようにせよ。**店取置杯** 「店取置候哉杯」が分かりやすいか。「店」は「店を広げる」の「店」。商品。「取置」は、片付ける。「杯」は「等」。**悪口申** ずいぶん弁の立つ連中ではある。**相成** 「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。**剝帰り** 「剝」は、(事態の異状なことなどに直面して)驚いたことに。あろうことか。**呼立** 大声を出す。**申訳茂** 「茂」は「も」。**無之** 「之」は強調。**伊作儀** 「儀」は「こと」。「…のこと」を意味する語はいくつかあるが、その中で「儀」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。

③**親共方** 「方」は、名詞や、動詞の連用形などに付いて、ある一方の側、またそれに属する人たちを表わす。**罷越** 「罷」は接頭語的に用い、その複合した動詞に、(ここで

は伊作が自覚院に対し。願い書きからの引用)へりくだり丁寧という気持や、時に、許しを得てその行動をするの意を添えるもの。「越」は行く。来る。前夜之詔「詔」は事情。いきさつ。候得とも「得」は平仮名「え(へ)」。「候」(候ふ)の語尾変化「候」(候へ)の「へ」に漢字の当て字を使ったもの。「とも」は「ども」。異見 意見。不呉「くれず」を漢文のように「不呉」としたもの。甚以「はなはだ」を強めたい方。はなはだしく。非常に。無據 下の「願出」にかかる。調子ある場面、情況などを支配している雰囲気。あるいは、物事の進む勢い。勢いに乗ること。はずみ。しかし、「儀願出」は通常、「銀子拝借之儀願出」(瀬戸家文書一二二八―二二)、「大仏再建為助成、三郡在々江出鉢之儀願出」(中筋家二九四)のように、動作性の名詞の「儀」を願い出ている。本項の場合、「調子」、その場の状況・雰囲気、あるいは調子のよさを願い出るのでおかしい。その調子に対して③「異見茂致シ」「呉」、説教してくれ、あるいは、次項【書付取り寄せに付き差紙】①「取扱」、仲裁してほしい、ということをお願い出るのでなければならぬ。次項【書

付取り寄せに付き差紙】①「及彼是候筋取扱之儀」同様、「及調子候筋取扱之儀願出」がふさわしいか。あるいは「調子」ではなく「調停」のような語が入るのか。願出度趣 此方江内々歎出候「願出度」は、この事件は本来庄屋が扱うべきだが、伊作は直接自覚院に訴えたい(度)。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かつていく意味。「此方」は、自覚院。庄屋をとばして自覚院に直接訴えることが出来るかどうか分からないから、「内々」。「歎出」と記したのは、伊作が嘆願した願いをすでに自覚院は受け取ったの意味。文頭から③「無據調子之儀願出度趣」までが、伊作が自覚院に「歎出」た内容。「江」は「へ(え)」。本項同様、直接総分(興山寺)役人に訴え出た、6―1項【銀子返済願い出で候に付き剪紙】②「内々拙者役宅江別紙願面之通被願出候」参照。④右表方願出候ハ、双方とも失墜 自覚院(興山寺)が「歎出」を受けたのだから、「表方願出候ハ、」は興山寺の上位権力、幕府神社奉行への願い出。「表方」は隠語。「右」は「歎出」た内容。あるいは①③の件。「双方」は、「三人并親々」と「大角村伊作」。④の末にも「双方」とある。

「失墜」は、地位や名譽を失うこと。あるいは、無用の失費。そもそも「双方」の「失墜」を興山寺が心配してやる必要はない。これはむしろ、これしきのこと幕府にまで訴えられては統治能力が疑われ、興山寺の名譽が失墜する。これを「双方」に仮託していつている。前段文頭から③「甚以心外千萬之儀故」まで。「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。手前 自分の目の前。自分の領域。領分。自分のもと。双方相調らへ 文頭から③「無據調子之儀願出度趣」までは、伊作の「歎出」た内容にすぎないから、それが正確であるのかどうかを調べる必要がある。

⑤彌 確實である様子。急度 きびしく。以来右様之儀無之様書付二而茂申付 説教を書面にしたものを渡すともとれるが、ここでは、今後このようなことのないように、詫び状(書付)を書かせることによっても命じる、ということ。「書付書かせ候而茂申付」のこと。だから、⑥「拾五才以下之悴共二候ハ、…一札申付候迄二ハ及申間敷候」となる。次項【書付取り寄せに付き差紙】②「誤一札(詫び状)申付」も自覚院は当然のこととして理解

しているから、指示通りだったことが分かる。「右」は、文頭から③「甚以心外千萬之儀故」まで。何重二茂穩に双方致納得候様 伊作の「表方願出」を止めるだけでなく、こじれば三人の親まで「表方」に「願出」するやもしれず、あくまでも穏やかに穏やかに。しかし、幕府に訴え出る可能性がある様にはみえないから、興山寺の杞憂に過ぎまい。取扱 事件をうまくまとめること。仲裁すること。仲直りさせること。可被遣申候「可レ被レ遣レ申候」と読ませるのだろうが、本来であれば「可被申遣候」(可レ被レ申遣候)の語順にすべき。「可…候」は、自覚院の意志。「被」は、岡本氏に対する自覚院からのていねい語。「申」は補助動詞。動詞の連用形(「致し」)に付いて(致し申)、相手(岡本氏)に対し自覚院が改まった気持ちで丁寧な、また、堅苦しく言うのに用いる。「遣」は補助動詞的に、自覚院が岡本氏の手によって、尊大な気持ちをこめて「…してやる」。致してやる。⑥拾五才以下之悴共二候ハ、悴共の年も分かっている。得与 篤と。一札 ここでは詫び状。⑤「書付」のこと。及申「申」は補助動詞。其段 岡本氏が対処すべき事柄。

④「右表方願出候ハ、」以降⑥「及申間敷候間」まで。
得相心可被申候これも「得^え相心^{あいこころ}」と読ませているが、「心得」るといふ動詞なのだから「相心得^{あいこころえ}」でよい。「可

【書付取り寄せに付き差紙】

岡本氏は無事にことを収め、三人の親からとった詫び状を伊作に渡し高野山に報告に登りました。それを受け興山寺、いや、それはまずい、証拠の品、詫び状は伊作に渡すのでなく、我が方が手にしておく必要があるといいだします。前項で⑤「書付ニ而茂申付」とは指示していますが、その「書付」をどうするのかまでは書いてありません。興山寺にすれば、伊作が「表方」に訴えないようにすることが目的ですから、伊作を納得させた証拠品は当然興山寺に持参すべきだったでしょう。しかし、岡本氏にすれば、前項⑤「何重ニ茂穩に双方致納得候様取扱致し」、「書付」は伊作に渡して「納得」させ

「候」は話し手（自覚院）の意志を表す。「被」は岡本氏へのていねい語。補助動詞の「申」は、「得相心」に付く（得相心申）。

ることこそが重要だったのですから。それは、本項②「及披露候所」とありますから、自覚院も岡本氏の対処に納得していたことが分かります。

前項【何重にも穩やかに取り扱い候に付き差紙】⑤⑥では、特に詳しい指示が自覚院から出ていたはずですが、しかし結局、相互の思い違いなのか当然の手続きを岡本氏が取り違えたのか、理由は分かりませんが、岡本氏が詫び状を伊作に渡したのは失策でした。前項⑤⑥の詳細な指示でも、伝わらない部分があったのです。なお、前項と違い本項はすべて、興山寺の指示を自覚院が岡本氏に伝えると述べています。

〔釈文〕

①差紙を以申遣候、然者

津川村定次郎・藤藏・

八太夫右三人之悴共、大

角村伊作方へ立越、及

彼是候筋取扱之儀

申遣候二付、②双方呼寄

理解申聞、三人之もの共へ

誤一札申付、伊作へ相渡

為致納得候趣被申登候

二付、及披露候所、③右伊作へ

相渡候書付者此方へ

取寄候様被仰付候間、

其旨被相心得、早々

其元へ取戻し此方へ

可被差登候、為其如此候、以上

興山寺役人

四月十二日 自覺院

福田村 岡本忠太夫殿

(一七〇六)



波乞の篇に及ぶ

中にも及ぶ^②

理解の中へ

徳一札の序

石印納印類第壹卷

卷及據像訓石印^③

石印書卷之四

石印書卷之四

三石山房

其石山房

丁巳年

〔読み下し文〕

①差紙を以て申し遣し候、然れば

津川村定次郎・藤蔵・

八太夫右三人の悴共、大

角村伊作方へ立ち越し、

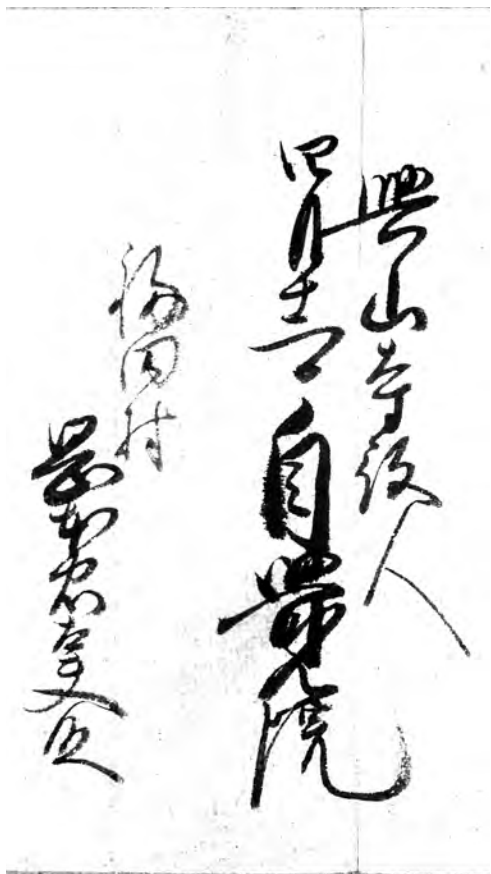
彼是に及び候筋取り扱ひ之儀

申し遣し候に付き、②双方呼び寄せ

理解申し聞け、三人之もの共へ

誤り一札申し付け、伊作へ相渡し

納得致させ（為^せレ^{いたる}致^め二^な納^と得^と一）候趣



申し登られ（被^れ二^も申^う登^し一）候

に付き、披露に及び候所、③右伊作へ

相渡し候書き付けは（者）此方へ

取り寄せ候様仰せ付けられ（被^れ二^お仰^せ付^け一）候間、

其旨相心得られ（被^れ二^あ相^い心^こ得^え一）、早々

其元へ取戻し此方へ

差し登らる可く（可^べレ^る被^さ二^ま差^し登^ら一）候、

其為此の如くに候、以上

〔文意例〕

① 差紙で伝える。ところで、

津川村定次郎・藤蔵・

八太夫右三人の悴共が、大

角村伊作方へ行き、

文句を言うに及んだ件の仲裁を

(岡本氏に) 申し遣わした。② (岡本氏は) 双方を呼び寄せ、

道理をいって聞かせ、三人の親共(当主)へ

誤一札(詫び状)を書かせ、それを伊作へ渡し

納得させたことを報告に登ってきた

ので、(自覚院は) その件を興山寺に申し上げた。③ (興山寺は) 右の伊作へ

渡した書付(詫び状)はこちら(自覚院)へ

取り寄せるようご命じになったので、

その旨を御心得になつて、早々

其元(岡本氏)へ(詫び状を)取り戻しこちら(自覚院)へ(渡すために)

お登りなさるよう。そのためこのようである。以上

〔語意・語法〕

① 申遣「遣」は、補助動詞的に、ここでは自覚院が岡本 氏に、尊大な気持ちをごめて、「…してやる」。立越行く。

あるいは来る。**及彼是候筋**「及」は、ある状態に達する。あることをするようになる。「彼是」は、納得せずに文句を言うこと。ごたごた。「筋」は、それに関すること。ほかして表現する用い方。

②**理解道理**。わけ。**申聞** 岡本氏が「双方」に。三人之もの前項【何重にも穏やかに取り扱い候に付き差紙】では③④とも「三人」は「悴共」だが、本項では、①もこれも親共。「誤一札」を書かせるのだから当主でなければならぬ。誤一札申付前項⑥に「拾五才以下之悴共二候ハ、得与致異見遣し候迄二而、一札申付候迄二ハ及申聞敷候」といつているのだから、悴共は十五歳以下ではなく若者だったことになる。「誤一札」は詫び状。**相渡** 岡本氏が「誤一札」を渡す。**為致納得**「為」は岡本氏の伊作に対する使役。「致」は、目下の者（岡本氏に対する伊作）に重々しく言う改まった場面などで、「(物事を)する・なす」の意に用いる。**被申登**「登」は、低い所から高い所へ移動する。岡本氏が仲裁の報告に興山

寺に登ってくる。「被」は、自覚院の岡本氏に対するていねい語。**披露** 上申する。意見を申し上げる。自覚院が興山寺に。

③**此方** 自覚院。**取寄** 証拠書類を自覚院（興山寺）が手元に置いておく。興山寺にとってはこの争いには興味がないわけで、伊作が幕府に訴え出ることをいかに止めるかが関心の中心。**被仰付** 興山寺が岡本氏に。紀州藩同様、「仰付」は領主（興山寺）が使う用語らしい。「被」は、自覚院の興山寺に対する敬語。**其旨**「旨」はものごとの意味・内容。**被相心得** 岡本氏が。「被」は自覚院の岡本氏に対するていねい語。**其元へ取戻し** 伊作に渡した「誤一札」を岡本氏が取り戻す。**此方へ可被差登候** 受け取った「誤一札」を自覚院に渡すべく高野山に赴く。「可」：候」は、自覚院の意志。「被」は、自覚院の岡本氏へのていねい語。「差」は接頭語。意味を強めたり語調を整えたりする語。

4 御前よろしく御披露遊ばされ

文化九年（一八一二）十月、福田村の借家に住むしも、が頻繁に博奕宿（博打場）を開いたといひます。岡本氏は自覚院と行人方本寺興山寺の指示にしたがつて、し

【博奕宿致し候に付き差紙】

本項は、②以降は整理された書き様になっています。

②で、しもを「村方立退キ」にするので、それを③岡本氏が申し渡せ、④庄屋以下、しもを差し置いたのは言語道断なので、⑤過料に処す、それを、⑥岡本氏が申し付けよ、としています。ところが、肝心のしもの博奕宿を示すべき①で、主格をしもに替え忘れたために家主も一緒になって博奕宿をしたと読めてしまうのです。

〔釈文〕

①差紙を以申遣候、然者

其村仁兵衛、借屋二しもと

もと家主・庄屋などに処罰を申し渡します。庄屋の処罰ですから、この件は岡本氏があたります。

②では敬語を使わずに「申附方」「申渡し候」とありますので、これは自覚院扱いによるしもの処罰です。⑤は敬語を使って「可被仰付」「被仰付候」と書いていますので、興山寺による家主・庄屋・村役人の処罰です。この双方を③⑥で、岡本氏が申し渡すよう自覚院が指示しています。敬語の有無から主格を読みとる必要があります。罪状ははっきりしていますので手順は簡潔です。

申女差置、每々博奕宿

致し候趣、甚以不埒之至二候、

②右二付此方へ召寄再調らへ
之上、急度申附方茂有之

候へ共、慈愍を以村方立退キ

申渡し候間、③其旨相心得、

右霜其元へ呼寄、前段之通

急度可被申渡候、④猶又庄屋・

役人等等閑二相心得、右様

不埒之女村方二差置候段

言語道断・不屈之吏二候、

⑤依之此方へ召寄急度可

被仰付之処、慈愍御沙汰を以

錢壹貫文 仁兵衛へ

同壹貫文 庄屋へ

同五百文 村役人へ

右之通過料被仰付候間、

⑥三人之もの共其元へ呼寄、

前件之旨急度可被申付候、

① 申女差置、每々博奕宿
致し候趣、甚以不埒之至二候、

右霜其元へ呼寄、前段之通
急度可被申渡候、

② 猶又庄屋・役人等等閑二相心得、
右様不埒之女村方二差置候段

言語道断・不屈之吏二候、依之此方へ
召寄急度可被仰付之処、

③ 慈愍御沙汰を以錢壹貫文 仁兵衛へ
同壹貫文 庄屋へ

同五百文 村役人へ右之通過料被仰付候間、

④ 三人之もの共其元へ呼寄、前件之旨急度可被申付候、

⑦尤右過錢者三日之内此方へ
持参候様入念可被申渡候、已上

興山寺役人

十月廿五日

自覚院

岡本忠太夫殿

(イ八三七一二)

③
 ④
 ⑤

The image shows a vertical calligraphic document with three circled numbers (3, 4, 5) marking specific points. The text is written in a cursive style. The circled numbers are located at the beginning of the lines: ③ at the top right, ④ in the middle, and ⑤ at the bottom left.

正作身く我意無所措と云

陽を以て身

仁者

口は是れ身

仁者

口は是れ身

仁者

正作身く我意無所措と云

⑥ 正作身く我意無所措と云

⑦
昔年三月廿五日
七夜之臨公之門
持弟一人各處城上

昔年三月廿五日

昔年三月廿五日

〔読み下し文〕

① 差紙を以て申し遣し候、然れば（者）其村仁兵衛、借屋にしもと

申す女差し置き、毎々博奕宿

致し候趣、甚だ以て不埒之至りに候、

② 右に付き此方へ召し寄せ再調らべ

之上、急度申し附け方も（茂）之有り

候え共、慈愍を以て村方立ち退き

申し渡し候間、③ 其旨相心得、

右霜其元へ呼び寄せ、前段の通り

急度申し渡さる可く（可レ被ニ申渡ニ）候、

役人等等閑に相心得、右様

不埒之女村方に差し置き候段

〔文意例〕

① 差紙で伝える。さて、

言語道断・不届之事に候、

⑤ 之に依り此方へ召し寄せ急度

仰せ付けらる可き（可レ被ニ仰付ニ）之処、

慈愍御沙汰を以て

錢壹貫文 仁兵衛へ

同壹貫文 庄屋へ

同五百文 村役人へ

右之通り過料仰せ付けられ（被ニ仰付ニ）候間、

⑥ 三人之もの共其元へ呼び寄せ、

前件之旨急度申し付けらる可く（可レ被ニ申付ニ）候、

⑦ 尤も右過錢は（者）三日之内此方へ

持参候様入念申し渡さる可く候、已上（以上）

そちらの村の仁兵衛は、(自分の) 借屋にし、と

いう女を住まわせ、(そのしもが) いつもいつも博奕場を

開いたことはまことにもって不届きの極みである。

②これについてこちらへ(自覚院へしもを) 呼び立て再尋問の上、厳しく申し付ける方法もある

けれども、(自覚院は) 慈愍をもって村方からの追放を

申し渡す(ことに決した)。

③そのことを(岡本氏は) 心得て、右しもを其元(岡本氏) へ呼びつけ、前段の通り

厳しくお申し渡しなさるるように。

④なおまた、村の庄屋や

村役人どもが(この件に関して) いいかげんに扱い、このような不埒な女を村方に差し置いた点に関しては

言語道断・不届きなことである。

⑤よってこちらへ(自覚院へこれらの人物を) 呼び立て厳しく

(興山寺の) 仰せ付けを申し渡すところだが、慈愍のお沙汰を以て…

右の通りの過料を(興山寺は) 仰せ付けることにした。

⑥三人の者を其元(岡本氏) に呼びつけ、

過料の旨を厳しく申し付けなさるるように。

⑦もつとも過料で支払う金銭は三日以内にこちらへ

持参するよう入念にお申し渡しなさるるように。

〔語意・語法〕

① 差紙 伝達や命令を伝える文書。申遣「遣」は、補助動詞的に、ここでは自覚院が岡本氏に、尊大な気持ちをこめて、「…してやる」。然者「しかれば」。先行の事柄を一応おさめて、話題を転じるのに用いる。そうして。さて。ところで。「者」は漢字であらわすものの、助詞の「は」。其村仁兵衛、借屋ニしもと申女差置、毎々博奕宿致し候趣、甚以不埒之至二候 博奕を行なったしもと、そのしもを住まわせたままにしておいた家主仁兵衛の「不埒」を問うているのはこししかない(④は仁兵衛とは書かず「等」で代用している)。ところが冒頭のこの一文では、「其村」「差置」とあるので、家主が主格(主語)とみなすしかなく(「仁兵衛借屋」ではない)、主格の転換もないので、そのまま家主が借屋に差し置いたしもと一緒に博奕宿をしたと読める。しかし、③で博奕をしたのはしもひとりであることが分かる。この表現では、しもは主格になっていないので、しもの責任は曖昧になる。しもが「博奕宿致し」たを念頭に置いているから、「差置」という価値判断を含んだ語を用いた

のだろうし、そこでしもを書いたことで意識がしもへ移り、主格を転換させないまま「博奕宿致し」とし、このふたつを「不埒之至」につなげ分かりにくい文章にしてしまった。土地を所持する当主あるいは家主を主格にして「其村仁兵衛」と書き出すしかないのだから(仁兵衛の主格が曖昧になるような「其村仁兵衛借家ニ差置候しもと申女」とは書けない)、主格を途中で転換させて「其村仁兵衛、借屋ニしもと申女差置(候処、右しも儀)毎々博奕宿致し候趣、甚以不埒之至二候」とすべき。「其」は話し手が聞き手の側にあると考える人や物などをさし示す。「借家」は、家主仁兵衛の借家。「志茂」は「しも」。「差置」は、そのまましておく。放っておく。「毎々」は、その度その度。いつもいつも。常々。「博奕」は博打。「宿」はここでは場所。家。「趣」は、同じ「こと」でも、ある方向に向かっていく意味。「甚以」は「はなはだ」を強めたい方。「不埒」は、法にはずれていること。けしからぬこと。また、そのさま。ふつこつ。ふとどぎ。不法。「至」は、物事の極致。極み。

②右二付「右」といいながら家主は入らずしもだけ。此方自覚院。召寄しをも。「村方立退キ」はしもに對してだから、「召寄」たのもしもを。「召寄」は、尊貴の人、

目上の人が下位の人を呼びよせる。近よらせる。再調らへすでに岡本氏が吟味を行なつて、その書面を自覚院に渡しているということ。急度申附方「申附」であつて

⑤のように「可被仰付」ではない。⑤は興山寺が主格とみさせるが、ここは「申附」だから自覚院が主格。借家人だから自覚院扱いということか。「急度」は厳しく。

「急度」で処罰のことをいう場合もある。「方」は方法。

有之「之」は強調。候へ共「候」（候候ふ）の語尾變化

「候」（候へ）。「共」は「ども」の当て字。慈愍 慈しみ

愍れむこと。村方立退キ 処罰内容。村からの追放刑。「方」

は、名詞や、動詞の連用形などに付いて、ある一方の側、またそれに属する人たちを表わす。申渡し候「申渡し候」

で⑤のように「被仰付候」ではない。⑤は興山寺が主格

とみさせるが、ここは「申渡し」だから自覚院が主格。

「可申渡候」ではないので、処罰を申し付けるといふ強い意志が感じられず、淡々と事実を伝える表現になつて

いる。「慈愍」で緩やかな処罰にしたことと関連しているか。厳密ではないが、「申付」にくらべて、上位者が決定を申し渡す。

③其旨「旨」はものごとの意味・内容。相心得「相」は語調を整える語。語に意味があるわけではない。右霜「霜」

は当て字。近世にこうした書き換えは無頓着におこなわれる。

呼寄 ②で自覚院は「召寄」。ここは岡本氏が主格だから「呼寄」。前段 ①②。可被申渡候「申渡」は自覚

院で決定した「村方立退キ」の処分を岡本氏がしにも伝達する。「可：候」は話し手（自覚院）の意志を表す。「被」

は自覚院からする岡本氏へのていねいさを表す助動詞。

受身ではない。

④猶又：ここから庄屋等の罪・処罰に移る。庄屋・役

人等 ⑤で仁兵衛・庄屋・村役人とあるので、「等」は家

主仁兵衛。①で家主が女を差し置いたとすでに述べてい

るので、ここでは「等」にしたということ。等閑なお

ざりにする。いいかげんにする。差置候段「段」は文頭

からここまでの内容。「段」は「こと」。「…のこと」を

意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。不屈之意

二候「言語道断・不届二候」より、「亘」を使うことで強調される。

⑤**可被仰付** ②の「申附」と異なり「可被仰付」だから主格は興山寺。伝達は自覚院が代行。家主・庄屋だから興山寺扱いか。「仰付」は、紀州藩同様、領主（興山寺）が使う用語らしい。「可」は興山寺の意志。「被」「仰付」は敬語。二重敬語。自覚院の興山寺に対する敬語。沙汰指示。命令。錢耆貫文千文。現代の貨幣換算で数万円。「老」は「一」。「貫」は「千」。過料被仰付候 ②の「申渡し候」と異なり「被仰付候」だから興山寺が主格。伝

【立ち退き申し付け候に付き岡本氏返書】

役務を無事終えた岡本氏の興山寺（自覚院）への申し上げです。岡本氏が使う大仰おほやまうな表現が目につきます。

①「恐入」「召人」「召寄」「御上意」④「御前宜敷御披露可被遊候」など。今回は無事役務をやり終えたことのア堵の気持ちさがそうさせたのでしょうか。

前項【博奕宿致し候に付き差紙】②③「慈悲を以村方立退キ申渡し候間、其旨相心得、右霜其元へ呼寄、前段

達は自覚院が代行。「可被仰付候」ではないので、②「申渡し候」同様、意志表現が弱い。「過料」は罰金。

⑥**前件 過料。可被申付候** ③同様の「可被申渡候」の方がよい箇所。「可：候」は、自覚院の意志。「被」は岡本氏の「申付」への自覚院からのていねい語。

⑦**過錢 過料としての錢。持参候様入念可被申渡候 持参** すべきは三人の者だから敬語は付けていない。岡本氏の「申渡」にはていねい語「被」が付く。「可：候」は自覚院の意志。

之通急度可被申渡候」、自覚院の決定を岡本氏はし、もに伝えなければならぬのですから、本項①「御上意之通借家主仁兵衛江、しも義當村立退キ申付候」は御上意（興山寺）ではありませんし、仁兵衛に伝えたのも間違いです。また、前項③⑥で、それぞれの「呼寄」を岡本氏に指示したのは自覚院ですから、本項①（興山寺が）「被仰付候通」とするのも取り違いなのです。

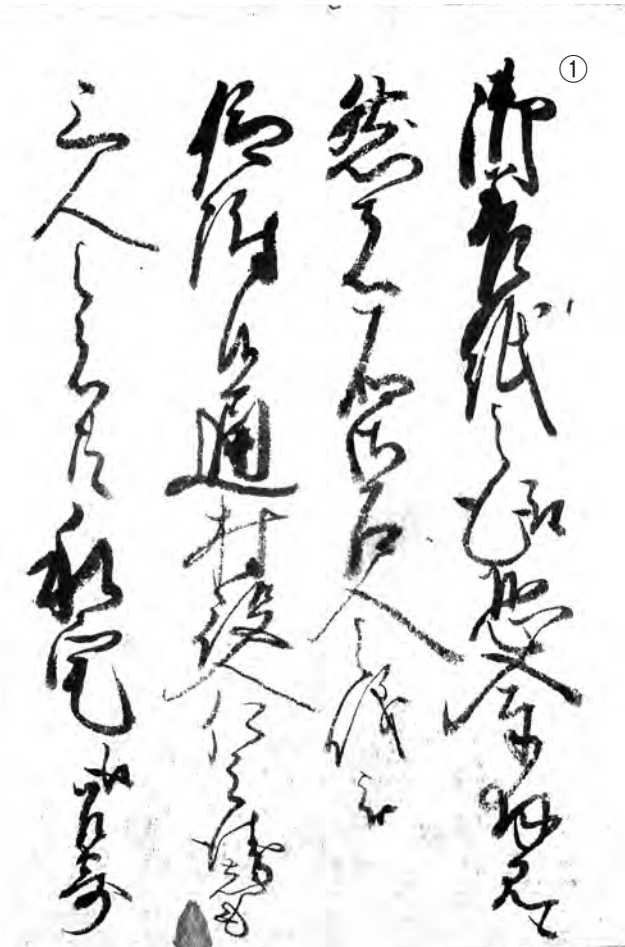
なお、この件に関しては、文化九年十月晦日（大の月
ですので三十日）付けの仁兵衛・庄屋・村役人に科され
た過料、二貫五百文の受取が残っています（福田屋（村）

庄屋宛銀奉行福智院「受取申過料之事」、イ八三七―二。
右「博奕宿致し候に付き差紙」⑦の申し渡し通り、岡本
氏の申し付けから三日以内に持参しています。

〔釈文〕

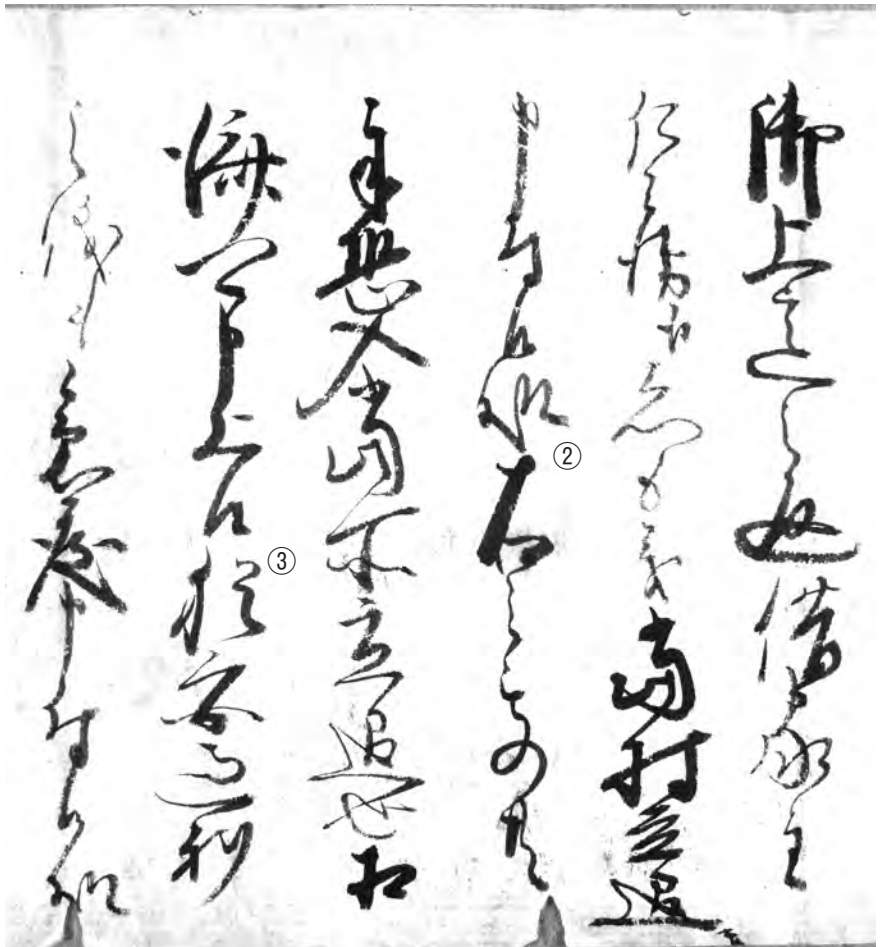
- ① 御差紙之趣恐入奉拜見候、
然者右御召人之儀、被
仰附候通村役人・仁兵衛・しも
三人之者共私宅江召寄、
御上意之通借家主
仁兵衛江、しも義當村立退キ
申付候処、② 右之もの共
奉恐入、當所立退せ相
済可申上候、③ 猶亦過料
之儀も急度申付候処、
④ 右之通
御前宜敷御披露可被
遊候、以上

岡本忠太夫



十月廿八日
自覚院様

(イ九〇九)



④ 右通

佛不立象及以物為象

推心向上

吳昌碩書

十月廿一日

〔読み下し文〕

①御差紙の趣恐れ入り拝見奉り候、
然れば右御召人おんめしゅうど之儀、

仰せ附けられられ（被^二仰附^一）おおせつけ候通り

村役人・仁兵衛・しも、

三人之者共私宅しなくへ（江）召し寄せ、

御上意之通り借家主

仁兵衛へ、しも義当村立退き

〔文意例〕

①御差紙の件につき恐れ入り拝見いたしました。

さて、右の「御召人」につき、

（興山寺の）仰せ付け（ではなく、自覚院の指示）通り村役人・仁兵衛・しも、

三人の者共を私宅へ「召寄」せ、

（興山寺の）「御上意」（ではなく、自覚院の決定）の通り借家主



申し付け候処、②右之もの共

恐れ入り奉り、当所立退せ相

済ませ申し上ぐ可く候、③猶亦過料

之儀も急度きつと申し付け候処、

④右之通り

御前宜しく（敷）御披露ごぜん

遊ばさる可く（可^レ被^レ遊）べくゝる あそばさ候、以上

仁兵衛へ（ではなく、しもに直接申し渡すべき）、しもの当村立ち退きを申し付けました。②右の者共は

恐れ入り、当所（福田村）からの立ち退かせを（家主・庄屋が）

済ませて（それを岡本氏が）ご報告いたします。③なおまた、（仁兵衛等への）過料についてもきつく申し付けたところ…

右の通り

「御前」へよろしく御披露

遊ばされますよう。以上

〔語意・語法〕

①**恐入** 相手の力量などにすつかり感心する。圧倒されて頭があがらなくなる。敬服する。おそれる。**奉拝見**「奉」は補助動詞として、下の動詞（「拝見」）の（自覚院に対する岡本氏の）謙讓表現を作る。**右御召人之儀**「右」は、「差紙」。「御」は興山寺の召人としての「御」。「召人」は、本来、召し捕えられた人。しゅうじん。ここでは、罪を犯した人物。呼び出された人物の意も含む。前項【博奕宿致し候に付き差紙】②⑤「召寄」から「召人」を使つたか。「儀」は「こと」。「…のこと」を意味する語はい

くつかあるが、その中で「儀」は、そのかかる範囲が最も狭く、直前の語に限られる。**被仰附** 興山寺が。実際は自覚院が岡本氏に指示した。「被」「仰附」ともに興山寺に対する岡本氏の敬語。二重敬語。**村役人・仁兵衛・しも三人之者共** **右**【差紙】では⑥「三人之もの共」とは、仁兵衛・庄屋・村役人。ここでの「村役人」は庄屋のこと、前項の「村役人」の代理も兼ねて来ているということ。三人の内容が変わっている。**私宅江**「江」は「え（へ）」。**召寄** 右【差紙】では自覚院が②「召寄」、岡本

氏は③「呼寄」。ここで岡本氏は自分の行為に自覚院と同じ「召寄」を使っている。御上意興山寺の決定。実際は自覚院の決定。借家主仁兵衛江、しも義當村立退キ申付候 岡本氏は自覚院の決定をし、もにではなく、家主に申し付けたとしている。右【差紙】③「右霜其元へ呼寄、前段之通急度可被申渡候」は、しもに對してで、家主に申し渡せとはなっていない。

②立退せ相済可申上候 「立退せ」も「相済^{すませ}」も庄屋・家主のしもに對する使役。「立退^{たちひ}」「相済^{あひすみ}」ではない。それを岡本氏が自覚院に報告いたします。「可」は、話者岡本氏の意志。

③急度申付候処 以下と結びつきが強い「処」で切れて

5 心得致し候事か

みつが気になる同じ村の栄藏、一年ほど前にみつを無理矢理連れ出し村役人に叱りつけられでもしたのでしよう。これがよほど気に入らなかつたのか、文政三年（一八二〇）六月、今度はみつの家に暴れ込み、戸・障

いるので、「是又奉恐入、過錢此方へ持參可申上候」のような一文を省いたか。写しか。「申付」は岡本氏が。

④右之通御前宜敷御披露可被遊候「右之通奉申上候」で十分な箇所。岡本氏は伝達以上の役目は与えられてはいないのだが、首尾よく達成出来たことに満足したのか、大げさな表現で興山寺への報告を求めている。本項は写しとはいえ、「右之通」も大きめに書いているのもそのためか。「御前」は興山寺。「可：候」は話者岡本氏の意志。「被」は自覚院に對する岡本氏の敬語。「遊」は、動作性のある語、ここでは「披露」に付いて（披露遊）自覚院に對する岡本氏の尊敬の意を示す。

子を打ち破るなどの大騒ぎ。庄屋などからの訴えを興山寺配下金藏院代官がうけ、岡本氏に事件の処理を命じます。これも代官が受けるほどの事件ではありません。

この代官の差紙に書かれた栄藏の乱暴は、生き生きと

したうまい描写で表現されています。ほめるところではないのでしようが、③「栄藏無謂戸を打破り躍込、土足二而座敷へ上り悪口雑言数々申立及狼藉候」⑤「栄藏巻・土足二而勝手口江上り臥居、役人より再應聲を掛ケ候二及而漸々起上り」などの箇所です。庄屋の願い書きからの引用なのでしようか。

⑧には事細かな指示が書かれています。「a致心得候事哉理解申聞ケ、b後々不法不致候様急度噴付、c難渋二不相成済寄候様勘弁致し被遣度」。通常ならば一般的な方向だけを述べて、あとは当人に一任するものですし、

〔釈文〕

① 差紙を以申達し候、然者

野中門田村吉太夫、去年七月

十日頃同人留守中江同村

久米八悴栄藏と申もの躰込、

(体) 無對二吉太夫悴みつ与もの連帰

候二付、②吉太夫分村役人江申出、

役人手前分同人江みつ手渡

そうするしかないはずなのですが、この書き方は岡本氏に任せるのが不安だった現れなのかも知れません。

なお、代官の文章には表現上の趣味がみられます。④

「申出候趣二而」⑥「罷帰り候趣二而」はそれぞれ「申出候二付」「罷帰り候二付」のつもりで使っています。

もちろん元のままでは別の意味です。⑥「及狼藉候事哉与」は「及狼藉候哉与」に強調「事」を加えた表現です。

⑦「不法致かけ候事も難計」⑧a「致心得候事哉理解申聞ケ」(それぞれ「不法致かけ候も難計」「致心得候哉理解申聞ケ」の強調)でも使っています。



いたし相済有之候、③然所去月

晦日之夜四つ時頃、吉太夫家内

寝込江、栄藏無謂戸を打破り

躍込、土足二而座敷へ上り悪口雑言

数々申立及狼藉候故、④無致方吉太夫

庄屋江申出候趣二而、庄屋良藏卜

佐内附添、吉太夫宅へ参入候所、⑤彌以

吉太夫届出之通、栄藏^(鉢)卷・土

足二而勝手口江上り臥居、役人より

再應聲を掛ケ候二及而漸々起上り、

⑥良藏今如何様之筋二而夜中二戸・

障子打破り這入及狼藉候事哉与

被相尋候得者、一往之訳合も不申栄藏

罷帰り候趣二而、⑦後々右鉢之悪黨

もの、如何様之不法致かけ候事も

難計、至極難洪之趣届来候

問、⑧其元手前へ良藏・吉太夫・栄藏

呼寄一應ニ尋之上、^(a)致心得候事哉

理解申聞ケ、^(b)後々不法不致候様

公系八伴栄藏... 寝込

空頼... 文伴... 三門... 良藏

②... 吉太夫... 打役人... 土

役人... 土... 鉢... 卷

③... 土... 鉢... 卷

晦日... 夜中... 吉太夫... 栄藏

寝込... 栄藏... 無謂戸... 打破り

隆子打紙遺入及在籍山平成

の事¹⁴は¹⁵一¹⁶理¹⁷に¹⁸法¹⁹令²⁰も²¹不²²即²³
弟死

石²⁴佛²⁵の²⁶造²⁷立²⁸法²⁹を³⁰人³¹柳³²の³³怨³⁴蓮

は³⁵の³⁶一³⁷の³⁸根³⁹を⁴⁰石⁴¹佛⁴²の⁴³造⁴⁴立⁴⁵も

難⁴⁶中⁴⁷の⁴⁸理⁴⁹難⁵⁰法⁵¹の⁵²心⁵³石⁵⁴佛⁵⁵

石⁵⁶佛⁵⁷の⁵⁸造⁵⁹立⁶⁰法⁶¹を⁶²人⁶³柳⁶⁴の⁶⁵怨⁶⁶蓮⁶⁷
⑧

呼⁶⁸号⁶⁹の⁷⁰一⁷¹の⁷²理⁷³難⁷⁴法⁷⁵の⁷⁶心⁷⁷石⁷⁸佛⁷⁹の⁸⁰造⁸¹立⁸²も
⑨

理解中然為海之而法及以在

急或所以難能多與謝奇

以極幼年次一以是為以是

以日終到一深一

一

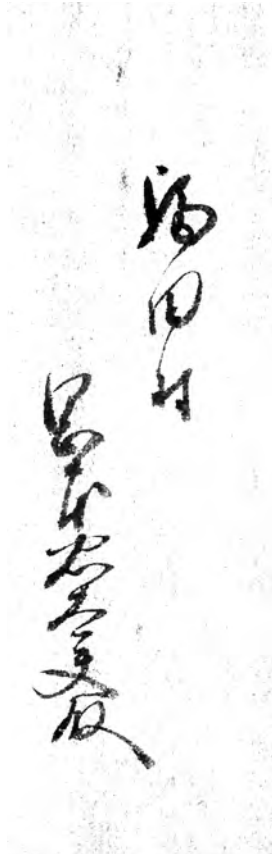
金元

一

代

〔読み下し文〕

① 差紙を以て申し達し候、然れば
野中門田村吉太夫、去年七月
十日頃同人留守中へ同村
久米八悴栄蔵と申すもの躰み込み、
無体に吉太夫悴みつと（与）申もの連れ帰り
候に付き、② 吉太夫より（与）村役人へ申し出で、
役人手前より同人へみつ手渡し
いたし相済ませ之有り候、③ 然る所去月
晦日之夜四つ時頃、吉太夫家内
寝込みへ、栄蔵謂れ無く戸を打破り
躍り込み、土足にて（而）座敷へ上り悪口雑言
数々申し立て狼藉に及び候故、④ 致し方無く吉太夫より
庄屋へ申し出で候趣にて、庄屋良蔵と



佐内付き添い、吉太夫宅へ参り入り候所、⑤ 彌以て
吉太夫届け出で之通り、栄蔵鉢巻・土
足にて勝手口へ上り臥し居り、役人より
再応声を掛け候に及びて漸々起き上り、
⑥ 良蔵より如何様之筋にて夜中に戸・
障子打破り這い入り狼藉に及び候事哉と
相尋ねられ（被「相尋」）候えば（得者）、
一往之訳合も申さず（不）栄蔵
罷り帰り候趣にて、⑦ 後々右体之悪党
もの、如何様之不法致しかけ候事も
計り難く、至極難渋之趣届け来り候
間、⑧ 其元手前へ良蔵・吉太夫・栄蔵
呼び寄せ一応に尋ね之上、⑨ 心得致し候事哉

理解申し聞け、^㉑後々不法致さず候様
急度噴り付け、^㉒難渋に相成らず済り寄り
候様勘弁致し遣わされ(被^れ遣^つ)度く、^㉓時節

柄用繁之割(ようはん)に候えども(得共)一入頼み入り度く、
斯(か)の如く候也(ひとしお)

〔文意例〕

①差紙で通達する。さて、

野中門田村の吉太夫だが、去年の七月

十日頃、同人が留守中に同村の

久米八伴栄蔵という者が踏み込んできて

無理矢理吉太夫の娘みつという者を連れ帰っ

たので、②吉太夫より村役人へ訴え出て、

役人の手で吉太夫へみつを戻し

(事件は)決着した。③ところが、先月

晦日(二十九日)の夜十時頃、吉太夫の家族が

寝たところへ、栄蔵が理由もなく戸を打ち破って

躍り込み、土足で座敷へ上がり悪口雑言を

数々言い立て乱暴をはたらいた。そこで、④いたし方なく吉太夫から

庄屋へ訴え出たので、庄屋良蔵と

佐内が付き添い吉太夫の家へ入った。すると、⑤本当に

吉太夫が訴えたとおり、栄蔵が鉢巻きをして土

足のまま勝手口へ上がり寝転がっていて、役人が

何度も声をかけるとやっとのろのろと起き上がり、

⑥ 庄屋良蔵からどのようなことで夜中に戸・

障子を打ち破り（家に）這い入って乱暴をはたらいたのかと

尋ねられたので、ひとことも言わずに栄蔵は

帰ってしまった。⑦このような悪党

者であれば、後々どのような無理難題をしかけるかも

分からず、大変困ったことだと（金蔵院代官へ）訴えてきた。

そこで、⑧ 其元（岡本氏）のところに良蔵・吉太夫・栄蔵を

呼び寄せ、一通り尋ねた上で、⑨ 考えがあつてのことなのかと（問いただして）

道理を申し聞かせ、⑩ 後々無理難題をしないよう

厳しく叱りつけ、⑪ 迷惑にならずに過ごせ

るように考えておやりなつてほしい。⑫ 時節

柄多忙の時期だけでも、ひとしお頼み入りたく、

このようなことである。

〔語意・語法〕

① 申達 上の者の意志、命令を下の者に言い送る。 通達

する。野中門田村 門田は神野組野中村のこな小名。吉太夫「吉

太夫儀」とすべき。去年 本差紙は岡本家「万代日並記」(ア四一―二) から文政三年(一八二〇)のものであることが分かる。久米八悴栄藏家を基本とした考え方なので、その家の当主から書き起こす必要がある。蹂込強引に入り込む。無對(体) 無理。無法。吉太夫悴みつ 息子も娘も「悴」という。「三川」は「みつ」。

②吉太夫と相済有之候 既済の事件であるため、簡略に手続きの流れ(とりわけ「吉太夫と」「役人手前と」だけを記す。手前自分の領域。自分のもと。あるいは、技量・手腕をいうか。相済有之候「有」は補助動詞。動詞の連用形に付いて、動作・作用・状態の、進行・継続や、完了した作用の結果が残っていることを表わす。事件が済んでその状態が続いているということ。「之」は強調。

③去月晦日 五月二十九日。夜四つ時 午後十時頃。家内家族。無謂 正当な根拠、理由がない。間違っている。及狼藉「及」は、ある状態に達する。あることをするよようになる。

④申出候趣二而(こ)では「申出候二付」の意味で使っている。金藏院代官特有の使い方。「右ハ水中ニ而日数

相立候趣二而」(高橋家文書四七〇)では、日数が経った様子での意。ほとんど使うことのない表現。「申出候二付」、申し出たから庄屋は吉太夫に付き添ったので、「申出候趣二而」、申し出た様子では庄屋は付き添うべきなのかどうか判断に苦しむに違いない。

⑤彌以「彌」を強めた表現。ほんとうに。まさしく。漸々そろそろと。おもむろに。徐々に。

⑥如何様之筋「筋」は、おもむき。ようす。さま。及狼藉候事哉与「事」は、文末にあつて、断定の語を伴い、話し手の断定の気持ちを強めた表現となる。「及狼藉候哉与」の強調。本項ではほかに、⑦「不法致かけ候事も難計」⑧a「致心得候事哉理解申聞ケ」(それぞれ「不法致かけ候も難計」「致心得候事哉理解申聞ケ」の強調)でも使っている。強調なので特に必要な表現でもなく、代官の文章表現上の趣味といえよう。ましてや、「哉」を強調した「事哉」の使用事例はほとんどなく、「刃物を以て手向候付、不得止事右之及仕第二候事哉」(堀家ア一四)一例を見いだせるにすぎない。被相尋候得者「被」はほとんどの場合尊敬だが、ここでは受身。庄屋・村役

人については他の個所でも敬語は使っていない。②「手渡いたし相済」④「附添」「参入」⑤「聲を掛ケ」。一往一応。一度。一回。訳合理由。事情。罷帰り候趣二而④「申出候趣二而」同様、代官の誤用。「罷帰り候二付」のこと。聞かれたから何もいわずに帰った。庄屋の願い書きからの引用だろうが、「罷」は、庄屋が栄蔵の行動を表現した際の、代官への謙讓表現。栄蔵からの謙讓ではない。

⑦後々「如何様之不法致かけ候」にかかる。難渋困ること。もてあますこと。迷惑がること。また、そのさま。届来①～⑦までを、吉太夫の願いを受け庄屋良蔵が届けに来た。

⑧一應⑥の「一往（一応）」とは意味が違い、ここは、十分とはいえないがひととおり。細かい点はおいて、ひとわたり。a致心得候事哉：c勘弁致し被遣度 a bには「被」がないと考えるより、a b cともに、敬語「被」を使ったcの「被遣度」につながる文章構造と考える方

がふさわしいか。a「理解申聞ケ」、「被遣度」、b「急度噴付」「被遣度」、c「勘弁致し被遣度」。栄蔵がa b cであるように忠太夫がしておやりになるように（代官が）したい（「被遣度」）。b cとそろえるとするならば、a「致心得候事哉理解申聞ケ」は「致心得候（様）理解申聞ケ」もよいか。b cは、それぞれ⑦の「不法」「難渋」に対応する。a致心得候事哉理解申聞「心得」は、気持ち。意志。考え方。「致心得（心得致）」という表現は、当面他の事例を見いだせない。「理解」は、道理。わけ。ここは「致心得候事哉（相尋候上）理解申聞ケ」の意とも。c濟寄 仏教用語か。詳細不明。「濟」^{わた}るは、日を送る。世を生きて行く、か。「寄」は、（年、皺などが）積もり重なる、か。勘弁考えわきまえる。熟考する。被遣度「被」は代官からする岡本氏の「遣」に対するていねい語。「度」は代官の意志。

⑨割分割。割ったもの。あるいは、物事がそうなる道理。わけ、か。頼入度「度」は代官が。

6 勘弁を以て済ませ候

弘化四年（一八四七）、福田村が年貢納入のために、村役人の名前で銀二貫目ほど（約六〇〇万円）を、すぐ近くの紀州藩領下佐々村金貸し弥五郎から借り受けます（ス一四二一五、同六）。その後一貫三百目程は返済したものの残りはそのまま。督促にも応じなかったため利息

【銀子返済願い出で候に付き剪紙】

直訴されるところたえるのは行人ぎょうにんかたほんじ人方本寺興山寺の常。その勢いで「表方」、興山寺の上位権力の隠語、幕府社奉行にまで話を持って行かれると、統治能力のなさを幕府から叱責されかねません。③「彼是面倒…」、興山寺の危機感が具体的に示されます。そこで出した方針は、「勘弁ヲ以和済」、金貸しに借銀を免除してもらうことで和解しろ。借銀を払わない村に対して興山寺は返済するように促そうというのではないのです。これを、岡本忠太夫のひ孫、福田村の新庄屋岡本兵馬に命じます。

が嵩かさみます（ス一四二一四）。一五年後の文久二年には元利合計四貫目ほどにふくれあがり、金貸しは総分（興山寺）役人坂中周蔵へ訴え、受領されました（ス一四二一二）。借銀の返済ですから本来は庄屋に訴えるところですが、庄屋の借銀ですからそれができないのです。

借りたものは返さなければいけないというのは現代の話。財産権が保証されていますから。近世には返さずに済ませてしまうのはよくあることです。踏み倒される可能性も踏まえて、だから金利が高かったとも言えるのですが。ここからすれば、借銀をめぐる興山寺の統治能力を幕府が問題にすることはないでしょう。興山寺は自分の統治能力不足を自覚しているため、それを幕府に突かれると困るという不安が先行しているのです。

金貸しも借銀というものが分かっていますから、「表

方」に願ひ出ると言ひ出すのでもなく、その気もなかつたはずで、一五年も放置していたのですから。興山寺に言ひつけてみて、幾らかでも戻ってくればよしという程度にしか考えていなかったのではないのでしょうか。

高利貸しは一般に悪者にされていますが、この金貸しは村の年貢を立て替えたにもかかわらずそれを返しても

らえないのですから、気の毒なものです。村借りなのだから返せない、返す当てがないというのですが、それを見抜けなかった金貸しが愚かだったとでもいうのでしょうか。

本項は興山寺からの指示だけが書かれ、総分役人の見解は一切のついでにありません。なお、本項は、庄屋文書です。

〔釈文〕

①以剪紙申達候、然者
去ル弘化四未年五月其村
権次郎役中、調印之上国
領野上庄下佐々村弥五郎
方ニ而銀子別紙證文之通
借用有之處、元銀之内江
沓貫目程之処返弁ニ相成
殘銀相滞、②至極迷惑之旨
ヲ以内々拙者役宅江別紙
願面之通被願出候ニ付、③御伺
申上之処、何れ共村借之儀ニ

①
以剪紙申達候、然者
去ル弘化四未年五月其村
権次郎役中、調印之上国
領野上庄下佐々村弥五郎
方ニ而銀子別紙證文之通
借用有之處、元銀之内江
沓貫目程之処返弁ニ相成
殘銀相滞、至極迷惑之旨
ヲ以内々拙者役宅江別紙
願面之通被願出候ニ付、御伺
申上之処、何れ共村借之儀ニ

候得者、如何様共勘弁ヲ以

為濟方ニ相成候様不致候は而者、

若表方願出候節者彼是

面倒、手数相懸り不都合之辺

難計候間、④近々之内弥五郎方江

罷出和濟可致候、右依

仰此段申達し候、以上

総分役人

四月六日 坂中周藏

福田村庄屋

岡本兵馬殿

(ス一四二一三一一)

廣野と云居在村浦界

方ニ張子別紙渡之也

借用之云云酒之月

吉豊月終如通赤上上表

張紙② 玉松建武之為

君角之拙者必能下列紙
 致高之通正致高之通正
 是如何也左村信入海
 出為是少何物左助亦之
 力海方之書也少何物左助亦之

③

善若乃形而善若乃信也
而何子教也每以而教也
雖在乃進之月也
張和濟下家也
仰天

〔読み下し文〕

①剪紙を以て申し達し候、然れば（者）

去る弘化四未年五月其村

権次郎役中、調印之上国

領野上庄下佐々村弥五郎

方にて（而）銀子別紙証文之通り

借用之有る処、元銀之内へ（江）

壹貫目程之処返弁に相成し

残銀相滞り、②至極迷惑之旨

を以て内々拙者役宅へ別紙

願ひ面之通り願ひ出でられ

(被^{られ}願^{ねが}出^{いで}) 候に付き、③御伺い

申し上げ之処、何れとも(共) 村借り之儀に

候えば(得者)、如何様とも勘弁を以て

済ま為方に相成し候様致さず(不) 候はでは(而者)、

若^{もしおもてかた}表^{おも}方^{もて}願^{かた}い出^{これ}で候節は彼是

面倒、手数相懸り不都合之辺り

計り難く候間、④近々之内弥五郎方へ

罷り出で和済致す可く候、右

仰せに依り此段申し達し候、以上

〔文意例〕

①剪紙をもつて通達する。さて、

去る弘化四未年五月そちらの村の

権次郎の(庄屋) 在任中に捺印して、紀州藩

領野上庄下佐々村弥五郎の

ところで銀子を別紙証文通り

借用した。ところが、元銀の内へ

一貫目ほどを返済とし

残銀が滞っている。②(金貸し弥五郎は) 非常に迷惑だという内容

で内々に拙者役宅へ別紙

願い書きの通り願い出でなさった(ので受け付けた)。そこで、③(興山寺に) お伺い

申したところ、「二件の借銀のどちらにも村借り

なのだから、どのようなでも免除のやり方で

決着させることなくしては（返す当てなぞあるわけがない）、もし幕府にでも（金貸しが）願ひ出た時には、あれやこれやと

面倒になり、手数もかかり不都合なことは

見当もつかない。④近々金貸しのところへ

（新庄屋岡木氏は）出向いて和解するように」（とのことであった）。この（興山寺の）仰せがあつたのでこの件を通達する。

〔語意・語法〕

①**剪纸** 横向の和紙を横に半分に切った紙。申達 上の者の意志、命令を下の者に言い送る。通達する。然者 先行の事柄を一応おさめて、話題を転じるのに用いる。そうして。さて。ところで。「者」は漢字であらわすもの、助詞の「は」。其村 神野組福田村。「其」は、そちらの。権次郎役中 元庄屋権次郎が庄屋の役についている時期に。国領 紀州藩領。弥五郎方二而「方」は、ある一方の側、またそれに属する人たちを表わす。「而」は「て」。別紙 證文 ス一四二一五、同六。有之「有」は継統の補助動詞。元銀之内江「江」は「え（へ）」。程之処「処」は、数量を表わす修飾語を受けて、その程度の数量である意を示

す。その下に助詞を伴わないで、連用修飾に用いられることも多い。「程」と「処」は重複表現。「程返弁」か「処返弁」でよい。相成「相」は語調を整える語。

②内々拙者役宅江別紙願面之通被願出候「内々」は、庄屋をとばして総分（興山寺）役人に直接訴えることが出来るかどうか分からないから。「別紙願面」はス一四二一二。「面」は紙に書かれた文章。また、その内容。「被」は金貸しへのていねい語。「被願出候」で総分役人は受け付けたの意。3一1項【何重にも穏やかに取り扱い候に付き差紙】③「願出度趣此方江内々歎出候」参照。

③御伺申上 総分役人が興山寺へ問い合わせた。③④は

興山寺の判断。「申」は補助動詞。何れ共どちらも。二件の借銀の両方とも。村借之儀 村としての借銀。後ろに「勘弁ヲ以為濟方ニ相成候様不致候は而者」、(村としては返せないのだから) 免除するしかない、とある。村借は個々の百姓が、自分の借銀ではないけれども代わり返すということがなければ、村としては返す当てのない借銀ということになる。候得者「得」は平仮名「え(へ)」。「候」(候ふ)の語尾変化「候」(候へ)の「へ」に漢字の当て字を使ったもの。「者」は「は(ば)」。如何様共「如何様」は、物事の状態を不定のままにいう。どういうさま。どのような。「共」は、逆接の仮定条件を表わす。たとえ……でも。でも。勘弁 三項【再願申し出で候に付き剪紙】に②「何与歎勘弁ヲ以和濟可致」とあるから、「勘弁」は返済の借銀を減額あるいは免除すること。為濟方「為」は使役。「方」はそれをする意、「する」ことそのものを

【元庄屋聞き糾し候に付き別啓】

総分(興山寺)役人が内々、福田村元庄屋権次郎から聴取した事項を中心に前項と同日付で記しています。元

表わす。候は而者「候」(候ふ)の語尾変化「候は」に「而者」(ては)が付いたもの。表方 金貸しの願い出を受けた上で「若表方願出候節者」と述べているのだから、「表方」は興山寺の上位権力、幕府寺社奉行。3「表方願い出で候らはば」の伊作同様、この金貸しは一言も「表方」に願い出るなどといつてはいないのに、願いが庄屋を飛ばして直接総分役人に出された時点で早くも「表方」願い出を心配している。興山寺の自信のなさを示しているが、過去何回か「表方」への願い出があったということか。百姓からすれば、興山寺はあてにならなかつたこととなる。彼是あのこと。この事。あのものと、このもの。あれやこれや。不都合之辺「辺」は、漠然とあるいは間接的、婉曲にそれをさす。

④罷出 新庄屋が自覚院の指示の下で出向くの意。可致「可」は興山寺の意志。此段「段」はこの項すべて。

庄屋は、現在は村の様子も変わり算段のしようもないので返せないといえます。借りたものだから返そうな

どという気は全くありません。一貫目程返したのだからそれで十分だと思っているのでしょうか。

なお、総分役人は分かりにくい文章を書いています。

①を唐突に「権次郎呼寄」から始め、「已前之否」「右者」
③「姿相替シ」「仕合」など、その意味するところを理
解するのはなかなか困難です。

〔釈文〕

① 乍内々別啓

権次郎呼寄、已前之否聞

糺し見候處、右者分借之者、

茂左衛門・安兵衛・庄兵衛、右

各返弁為相済候得共、弥助・

庄助分、于今滞り有之儀

御座候、②右兩人之もの當時

福田村二者無之、猶私儀も

庄屋役印ヲ以村借致し候段

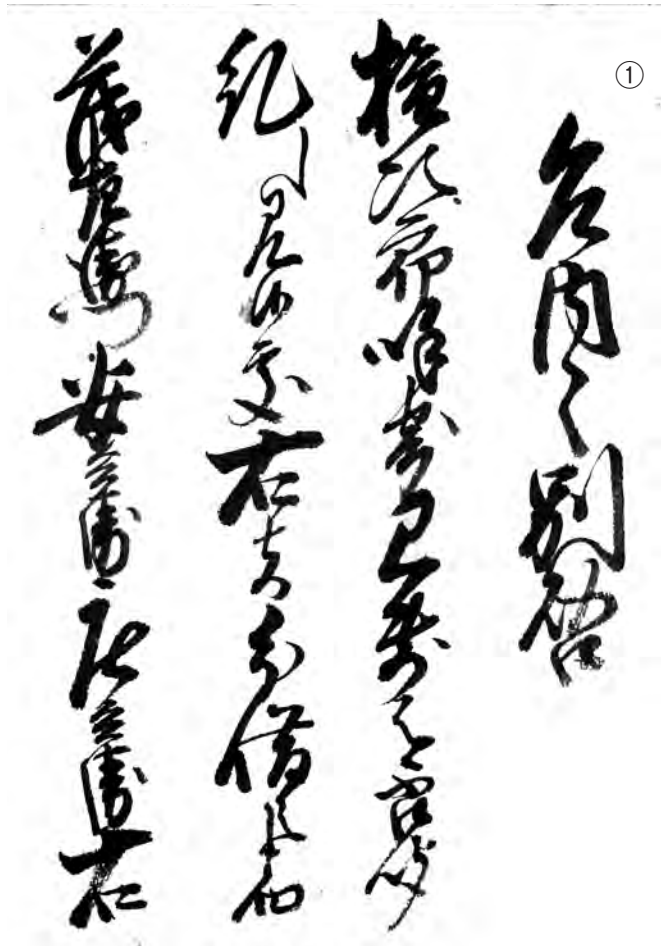
甚恐入候得共、③當時姿相替シ、

當時之仕合頓与勘弁之致し方

(と脱カ)
無之申出候二付、④右之趣願人江

當役場ニ而茂申入置候、猶此

儀二付而者河野御氏近年來



御聞込有之趣願人分申出候、

⑤ 萬緒御彌談被成候上可然様

弥五郎方江御駈合可被成候、以上

卯月六日

(ス一四二一三一二)

右五郎方江御駈合可被成候、以上
 卯月六日
 弥五郎方江御駈合可被成候、以上
 卯月六日
 弥五郎方江御駈合可被成候、以上
 卯月六日

古之所謂為者，^③ 謂之為也。
為者，在也。古之所謂為者，^④ 謂之為也。
為者，在也。古之所謂為者，^④ 謂之為也。
為者，在也。古之所謂為者，^④ 謂之為也。

〔読み下し文〕

① 内々乍ら別啓

権次郎呼び寄せ、已前之否聞き

糺し見候処、右は(者)分借之者、

茂左衛門・安兵衛・庄兵衛、右

各返弁相済ませ(為)候えども(得共)、弥助・

⑤ 内々乍ら別啓

権次郎呼び寄せ、已前之否聞き

糺し見候処、右は(者)分借之者、

茂左衛門・安兵衛、右

庄助分、今に(于)今(滞)り之有る儀

御座候、②右兩人之もの当時

福田村には之無く、猶私儀も

庄屋役印を以て村借り致し候段

甚だ恐れ入り候えども、③当時姿相替し、

当時の仕合せ頓と（与）勘弁之致し方
之無しと申し出で候に付き、④右之趣願い人へ（江）
当役場にも（而茂）申し入れ置き候、猶此
儀に付いては河野御氏氏近年来

御聞き込み之有る趣願い人より（与）申し出で候、
⑤万緒御爾談成され（被成）候上然る可き様
弥五郎方へ御掛（駈）け合い

成さる可く（可被成）候、以上

〔文意例〕

① 内々での追伸

（総分（興山寺）役人が、金貸しによれば奥の院にいますという福田村元庄屋）権次郎を呼び寄せ、

以前の（聴取の際に申した）「否」という発言について聞き

糺してみたところ、「右〔否〕あるいは元庄屋の回答）は（借銀証文に連名で）分借した者、

つまり茂左衛門・安兵衛・庄兵衛、この者は

（村の借銀だけでも返す当てがないのだから個人がかぶって）それぞれ返済を済ませたけれども、

（同時に分借した者のうち）弥助・

庄助分はいまだに（返済に）滞りがあることで

ございます。②右両人の者（弥助・庄助）は現在

福田村にはおりません（だから対処のしようがない）。なお、私（元庄屋）も

庄屋役印をもって村借りいたした件は

甚だ恐れ入ることでございます。③現在は（村の）様子も変わり

今の（村の財政の）やり方では一向にやりくり算段の致し方も

ありません（だから返す当てはありません）」と（元庄屋が）申し出た。④右の点を願う人（金貸し）へ
当役場（総分役所）でも申し入れておいた。なお、この
ことに付いては河野氏も数年来

お聞き込みなさっていることを願う人が申し出ている。

⑤あらゆることを（福田村の者と）相談なさった上で、適宜
金貸しと掛け合いなさるよう。以上

〔語意・語法〕

①別啓 追伸。前項【銀子返済願い出で候に付き剪紙】
は総分役人が興山寺の仰せを伝えるもの。総分役人の見
解は入っていない。本項は総分役人が元庄屋に聴取した
内容等の情報を「内々」に知らせるもの。おそらく興山
寺はこれを知らないだろう。この両者の扱いを分け、本
項を前項に盛り込むのではなく、前項の「別啓」の形で
別紙に記した。そのため前置きなしに突然、「権次郎呼
寄」から文章は始まるのか。已前之否 ここは「已前之
否之儀ニ付」とすべきか。右【剪紙】③に興山寺が「御
伺申上之処、何れ共村借之儀ニ候得者」といつているか
ら、金貸しが訴えてきて以降、総分役人が福田村元庄屋

権次郎をすでに聴取したと考えられる。具体的には分か
らないが、その際に元庄屋がいったと思われる、全額は
返せていないというような、否定的な発言のことであろ
う。そうすると今回の「権次郎呼寄」は少なくとも二回目
の聴取ということになる。右者 元庄屋の今回の発言が
どの部分から始まるのかによるが、「右」も元庄屋の発
言だとするならば、「右」は「已前之否」という答。「右」
は総分役人による表現で、元庄屋が述べたのは「分借」
からだというならば、必ずしも「右」がいるわけではな
いが、「右」は今回の「聞直し見候」の答。「右者」では
なくそれぞれ「右否者」「権次郎申候者」とする方が分

かりやすからう。元庄屋の発言は③の末まで続く。右各茂左衛門・安兵衛・庄兵衛のこと。為相濟「為」は使役。庄助 村の借銀証文に庄助の名前はないので、庄兵衛か。于今 過去から続いて今に至るまで。今になってもなお。いまだに。有之「有」は継続の補助動詞。

②當時 現在。庄屋役印 権次郎の印ではなく、村の庄屋である人物が使う役印。村借 右【剪纸】③の「村借」でも分かるが、「村借」は返す当てのない借銀。致し候段「段」は「こと」。「…のこと」を意味する語の中で、最も広範囲を代用する語。ここでの「村借致し候段」は具体的に書かれているのではなく、一連の村借りの経緯を「段」と表現している。甚恐入候 だからといって、残銀をどうするとは元庄屋はいっていない。

③姿相替シ「姿」は事の様相。村の様子も変ったといいたいのかも知れないが、具体性もていねいさもない説明。仕合 物事のやり方。村財政のやり方か。「仕合」だけでは具体性に欠ける。①「否」も同様、「仕合」で体言止めにしているが、ここは体言止めにするべき箇所ではない。

文章を飾っているつもりでもないのだろうが、ただ分かりにくいだけに終わっている。「当時之村之仕合ニ而者」ならばまだ分かりやすいか。頓与（否定的表現を伴って）その打消や、否定的な表現を強調する。まるきり。一向に。勘弁 ここでは、やりくり算段。

④右之趣 願い人に伝えた「趣」が①③なのか、③だけなのか、よく分からない。河野御氏近年來御聞込有之趣 願人々申出 河野左近は福田村在の紀州藩六十人者。当初福田村の口添えをしていたが、ここでは願い人（金貸し）が河野氏のことを述べているのだから、必ずしも同じ立場ではないらしい。「有」は尊敬の補助動詞。

⑤萬緒 よろずの糸口。あらゆることながら。彌（爾）談 被成「爾談」は示談。物事がまとまるように相談すること。意見を提示すること。「被」は総分役人からの新庄屋へのていねい語。可然 そうあるのが適当である。当然である。ちよūdよい。ふさわしい。「可」は総分役人の意志。可被成候「可」は総分役人の意志。「被」は新庄屋の「成」に対する総分役人のていねい語。

【再願申し出で候に付き剪紙】

九月十五日総分（興山寺）役人から再び催促の書状が届きました。金貸し佐々本弥五郎が、福田村から何の通知もないためまた返済を求めてきたというのです。踏み倒すつもりで福田村新庄屋岡本兵馬は何もしていません。総分たのです。「和濟」の交渉自体面倒なのでしよう。総分

役人は、金貸しが幕府に訴えたならば、放っておくでは済まないことになるのではないかと心配します。
なお、本状は主格が頻繁に変わります。敬語等を見極めながら的確な判断が求められます。

〔釈文〕

①以剪紙申達候、然ハ御国領下佐々村佐々本弥五郎分前年其村方銀子借用有之處、返弁方相滞り候二付、去ル三月當役所江被願出候間、②取札之上相透も無之候ハ、何与歟勘弁ヲ以和濟可致様申達候所、③于今何之沙汰も無之趣ニ而今般再願被申出、④右ハ等閑ニ致し置候而も、村借り表二候ハ、皆打捨置候も不相濟訊ケニ

①以剪紙申達候、然ハ御国領下佐々村佐々本弥五郎分前年其村方銀子借用有之處、返弁方相滞り候二付、去ル三月當役所江被願出候間、②取札之上相透も無之候ハ、何与歟勘弁ヲ以和濟可致様申達候所、③于今何之沙汰も無之趣ニ而今般再願被申出、④右ハ等閑ニ致し置候而も、村借り表二候ハ、皆打捨置候も不相濟訊ケニ

以剪紙申達候、然ハ御国領下佐々村佐々本弥五郎分前年其村方銀子借用有之處、返弁方相滞り候二付、去ル三月當役所江被願出候間、②取札之上相透も無之候ハ、何与歟勘弁ヲ以和濟可致様申達候所、③于今何之沙汰も無之趣ニ而今般再願被申出、④右ハ等閑ニ致し置候而も、村借り表二候ハ、皆打捨置候も不相濟訊ケニ

以剪紙申達候、然ハ御国領下佐々村佐々本弥五郎分前年其村方銀子借用有之處、返弁方相滞り候二付、去ル三月當役所江被願出候間、②取札之上相透も無之候ハ、何与歟勘弁ヲ以和濟可致様申達候所、③于今何之沙汰も無之趣ニ而今般再願被申出、④右ハ等閑ニ致し置候而も、村借り表二候ハ、皆打捨置候も不相濟訊ケニ

候間、⑤先方江早々駈合如何
様共和濟為相整候様取扱
可被申候、依而此段申達候、以上

九月十五日

総分役人

坂中周藏

福田村

庄屋

(ス一四二一)

先方江早々駈合如何
様共和濟為相整候様取扱

可被申候、依而此段申達候、以上

九月十五日

坂中周藏

福田村庄屋

玄叔母乾許本若公多累

④

疎小至少子村儀表之山

墨中控之書也常濟新

⑤

山名先方以子之証合身

松本和麻力本慈山依報

下村方銀子借用之有る處

返弁方相滞り候に付き、去る三月
当役所へ願ひ出でられ
被^{られ}願^{ねが}出^{いで}候間、
②取り糺し
之上相違^{これ}も之^そ無^うく候^らはば
(ハ)、何とか(与^あ敷)

返弁方相滞り候に付き、去る三月
当役所へ願ひ出でられ
被^{られ}願^{ねが}出^{いで}候間、
②取り糺し
之上相違^{これ}も之^そ無^うく候^らはば
(ハ)、何とか(与^あ敷)

〔読み下し文〕

①剪紙を以て申し達し候、然れば(ハ) 御国領
下佐々村佐々本弥五郎より(夕) 前年
其^{その}村方^{ぎんす}銀子借用^{これ}之有る處、

返弁方相滞り候に付き、去る三月
当役所へ願ひ出でられ
被^{られ}願^{ねが}出^{いで}候間、
②取り糺し
之上相違^{これ}も之^そ無^うく候^らはば
(ハ)、何とか(与^あ敷)

勘弁を以て和濟致す可き様申し達し
候所、③今に（于レ今）何之沙汰も之無き趣にて
今般再願申し出でられ、④右は等閑に
致し置き候ても、村借り表に候はば

皆打ち捨て置き候も相濟まざる（不）訳に
候間、⑤先方へ早々掛（駈）け合い如何
様とも（共）和濟相整わせ（為）候様取り扱い
申さる可く（可レ被レ申）候、依つて此段申し達し候、以上

〔文意例〕

①剪紙をもつて通達する。さて、紀州藩領の
下佐々村（金貸し）佐々本弥五郎から、前年に
そちらの村の銀子借用があり

返済が滞っているので、去る三月に

当役所へ（返済を）願い出でなされた。②（福田村新庄屋岡本兵馬に、福田村の元村役人を）取り調べた
上で間違いがなければ何とか

返済免除ということで和解致すようにと（四月に）通知

しておいた。ところが、③未だに（福田村からは）何の知らせもないといつて

（金貸しは返済を求めて）今般再願をお申し出になった。④右（金貸しからの請求）は放置

しておいても、村借りが表になった（幕府に持ち出された）ならば

残らず放っておくではすまないわけ

だから、⑤（新庄屋は）先方（金貸し）へ早々掛け合いどのよう

にしても和解を整わせるように取り扱い

なさるように。よつて、この件を通達する。以上

〔語意・語法〕

①前年 ここでは先年のこと。十五年前になる。被願出「被」は金貸しへの総分役人からのていねい語。有之「有」は継続の補助動詞。

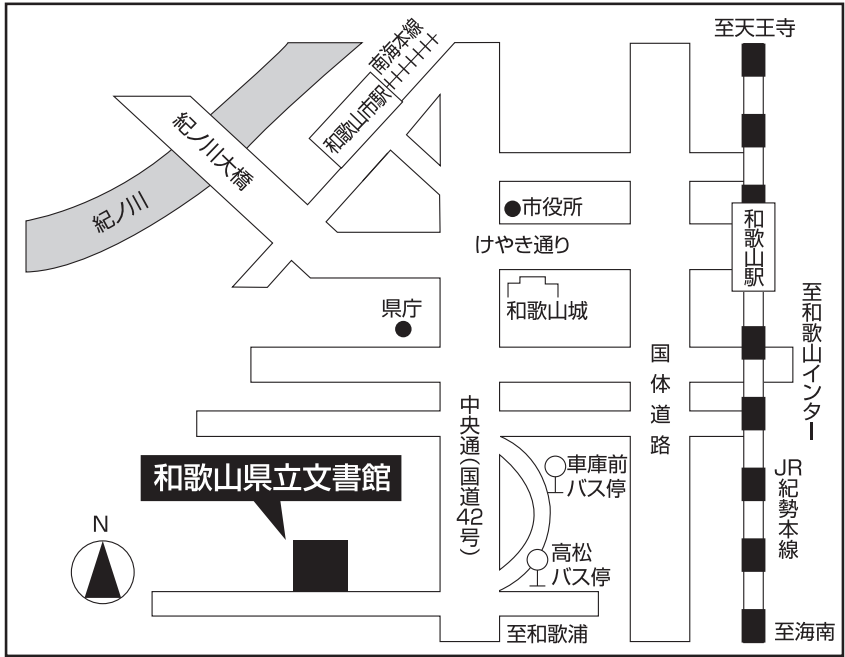
②何与歟「与」「歟」も当て字。何とか。勘弁ここも返済の借銀を減額あるいは免除すること。可致「可」は総分役人の意志。申達 一項【銀子返済願い出で候に付き剪紙】二項【元庄屋聞き糾し候に付き別啓】。

③沙汰も無之趣二而「沙汰」は、通知。あるいは、弁償すること。支払うこと、か。「無之」は金貸しからみて動きがない。「趣二而」は、様子で。金貸しからみた福田村の動きだから、様子で。「趣二而」の正しい使い方。

「5 心得致し候事か」④⑥参照。被申出「被」は、金貸しの「申出」への総分役人からのていねい語。

④等閑 気にもとめないで放つておくこと。なおざりにすること。皆打捨「打捨」は、気にしないでいる。ほうつておく。「皆」と読んだが、上が「比」、下が「土」で、「皆」なのか「堅」なのかどちらにもとれる。

⑤為相整「為」は新庄屋による使役。可被申「可」は総分役人の意志。「被」は総分役人の新庄屋へのていねい語。「申」は補助動詞。「取扱」に付き（取扱申）、新庄屋に対し総分役人が改まった気持ちで丁寧に、また、堅苦しく言うのに用いる。此段 右すべて。



〈利用案内〉

所在地

〒641-0051 和歌山市西高松一七―三八

(TEL073-436-9540)

開館時間

火曜日～金曜日 午前10時～午後6時

土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

休館日

月曜日(その日が祝日又は振替休日と重なるときはその後の平日)

年末年始 12月29日～1月3日

館内整理日

1月 4日(その日が月曜日のときは5日)

2月～12月 第2木曜日(その日が祝日と重なるときはその翌日)

特別整理期間 10日間(年1回)

交通

JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅よりバスで約20分

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分

古文書徹底解釈 紀州の歴史 第五集

平成三十年三月三十一日発行

編集 和歌山県立文書館

発行 和歌山県

印刷 株式会社 ウイング

環境に配慮した用紙と、
植物性由来のインクを使用しています。
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



